

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年6月28日

【事業年度】 第114期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 株式会社 徳島銀行

【英訳名】 THE TOKUSHIMA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 柿内 慎市

【本店の所在の場所】 徳島県徳島市富田浜1丁目16番地

【電話番号】 (088) 623-3111（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役専務総合企画本部長兼企画部長 吉岡 宏美

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町3丁目9番4号
株式会社 徳島銀行 東京事務所

【電話番号】 (03) 3669-2211

【事務連絡者氏名】 東京支店長兼東京事務所長 田村 正之

【縦覧に供する場所】 株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社 大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)
株式会社 徳島銀行 大阪支店
(大阪市中央区島之内1丁目8番12号)
株式会社 徳島銀行 神戸支店
(神戸市中央区磯上通8丁目3番10号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
		(自平成14年 4月1日 至平成15年 3月31日)	(自平成15年 4月1日 至平成16年 3月31日)	(自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	34,222	34,741	35,513	32,069	29,876
連結経常利益	百万円	2,456	2,693	4,884	7,146	4,318
連結当期純利益	百万円	1,118	3,020	2,988	3,941	2,204
連結純資産額	百万円	54,815	59,831	62,397	71,417	74,689
連結総資産額	百万円	1,094,406	1,136,495	1,142,985	1,139,007	1,158,303
1株当たり純資産額	円	760.40	828.39	864.58	924.37	959.05
1株当たり当期純利益	円	15.04	41.40	40.95	53.94	28.54
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	—	—	—	—	—
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.09	9.22	9.37	10.18	10.17
連結自己資本利益率	%	2.0	5.2	4.8	5.8	3.0
連結株価収益率	倍	42.9	17.3	24.0	17.7	28.7
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	18,217	34,109	16,574	△10,354	△1,855
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△7,359	△46,351	△17,976	127	△1,159
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,481	△342	△468	3,859	△384
現金及び現金同等物の期末 残高	百万円	38,726	26,138	24,273	17,927	14,556
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,084 [—]	1,061 [115]	1,026 [155]	998 [164]	983 [161]

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、平成18年度から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式がないので記載しておりません。

5. 連結自己資本比率は、平成18年度から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。なお、平成17年度以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第110期	第111期	第112期	第113期	第114期
決算年月		平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	百万円	27,205	28,041	29,178	28,847	29,343
経常利益	百万円	2,194	2,384	4,514	6,782	4,151
当期純利益	百万円	1,087	2,940	2,920	3,960	2,135
資本金	百万円	8,816	8,816	8,816	11,036	11,036
発行済株式総数	千株	72,228	72,228	72,228	77,403	77,403
純資産額	百万円	54,637	59,579	62,083	71,113	73,675
総資産額	百万円	1,081,267	1,124,544	1,133,895	1,138,105	1,156,993
預金残高	百万円	984,805	1,004,978	1,017,161	1,016,158	1,032,034
貸出金残高	百万円	770,393	780,815	798,850	810,120	826,878
有価証券残高	百万円	192,053	235,281	245,040	251,088	252,883
1株当たり純資産額	円	757.77	824.72	860.03	920.00	953.97
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	6.00 (3.00)	6.00 (3.00)	6.00 (3.00)	8.00 (4.00)	8.00 (4.00)
1株当たり当期純利益	円	14.71	40.40	40.10	54.23	27.64
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	—	—	—	—	—
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.16	9.26	9.34	10.11	10.07
自己資本利益率	%	2.0	5.1	4.8	5.9	2.9
株価収益率	倍	43.9	17.8	24.5	17.6	29.7
配当性向	%	40.75	14.85	14.96	14.75	28.93
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,014 [—]	976 [106]	944 [144]	935 [155]	923 [153]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成19年3月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3. 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成19年3月から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。

4. 第114期(平成19年3月)中間配当についての取締役会決議は平成18年11月20日に行いました。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式がないので記載しておりません。

6. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定にあたっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1)財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

7. 自己資本比率は、平成18年度から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

なお、平成17年度以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

2【沿革】

(大正7年3月)	(富岡無尽合資会社設立)
昭和11年7月	阿南市富岡町東新町87番地に富岡無尽株式会社設立
昭和20年12月	預金(普通預金・定期預金)業務取扱開始
昭和23年2月	徳島無尽株式会社に商号変更
昭和24年11月	本店移転(徳島市西船場町2丁目1番地)
昭和25年4月	本店移転(徳島市富田浜1丁目10番地)
昭和26年10月	株式会社 徳島相互銀行に商号変更
昭和33年9月	内国為替業務 取扱認可
昭和38年5月	徳島県税収納事務 取扱開始
昭和38年12月	日本銀行と当座取引開始
昭和40年3月	日本銀行歳入代理店事務 取扱開始
昭和44年6月	大阪支店設置(大阪府へ進出)
昭和48年12月	日本銀行と手形割引、手形貸付の取引開始
昭和50年7月	本店の地番変更(変更後 徳島市富田浜1丁目16番地)
昭和52年5月	第1次オンラインシステム開始
昭和55年6月	両替商業業務 取扱開始
昭和57年5月	外国為替業務 取扱開始
昭和58年4月	証券業務 取扱開始
昭和59年11月	徳銀オリエントリース株式会社(現株式会社徳銀キャピタル)設立
昭和61年7月	第2次オンラインシステム開始
昭和62年6月	ディーリング業務 取扱開始
昭和63年2月	東京事務所開設
平成元年2月	株式会社 徳島銀行に商号変更
平成元年10月	東京支店設置(東京都へ進出)
平成2年7月	コルレス業務取扱認可
平成2年7月	株式会社徳銀ビジネスサービス設立
平成2年11月	コルレス業務取扱開始
平成2年12月	大阪証券取引所市場第二部上場
平成4年7月	担保付社債信託業務の営業免許取得
平成4年9月	大阪証券取引所市場第一部指定
平成4年10月	当行株式信用貸借銘柄に指定
平成4年11月	社債等登録業務免許取得
平成5年6月	株式会社徳銀ジェーシービー設立
平成5年9月	海外コルレス包括承認
平成6年6月	中国銀行とコルレス締結
平成6年10月	信託業務認可
平成6年10月	C S運動本格展開
平成7年2月	株式会社徳銀ソフト設立
平成8年4月	ベンチャーキャピタル(V C) 事業進出
平成8年12月	東京証券取引所市場第一部上場
平成10年4月	財団法人 徳島銀行生涯学習振興財団設立
平成11年9月	インターネット・モバイルバンキングサービス開始
平成12年12月	インスタアブランチ1号店(セレブ出張所)開設
平成14年2月	「I S O14001」の認証取得
平成16年3月	川内業務センター設置
平成17年10月	㈱徳銀オリックスにおけるリース業務部門を会社分割し、㈱徳銀キャピタルに商号変更
平成18年3月	公募増資並びに第三者割当増資により資本金11,036百万円となる
平成18年10月	「プライバシーマーク」付与認定の取得

3 【事業の内容】

当行グループは、当行及び連結子会社4社で構成され、銀行業務を中心に、その他の事業としてクレジットカード業務、ベンチャーキャピタル業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

当行グループの事業に係わる位置づけは次のとおりであります。

[銀行業務]

当行の本店ほか支店74（うち出張所5）においては、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、社債受託及び登録業務、その他附帯業務を行い、高度多様化するお客さまのニーズに即応する金融サービスの提供に積極的に取り組んでおり、本業務を当行グループにおける基幹業務と位置づけております。

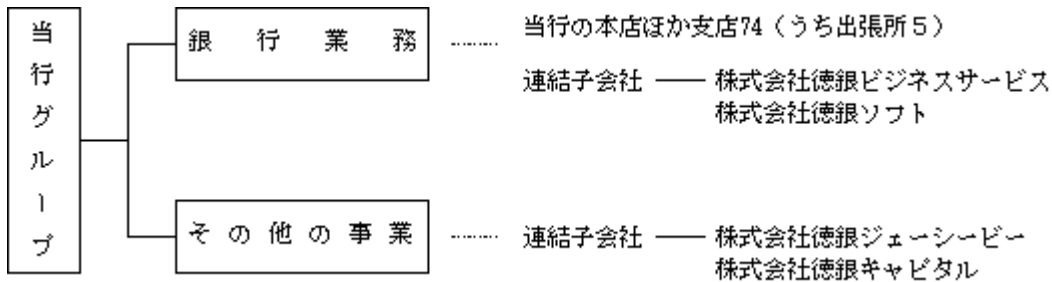
また、連結子会社の株式会社徳銀ビジネスサービス及び株式会社徳銀ソフトにおいては、銀行業務に係る関連業務を行っております。

[その他の事業]

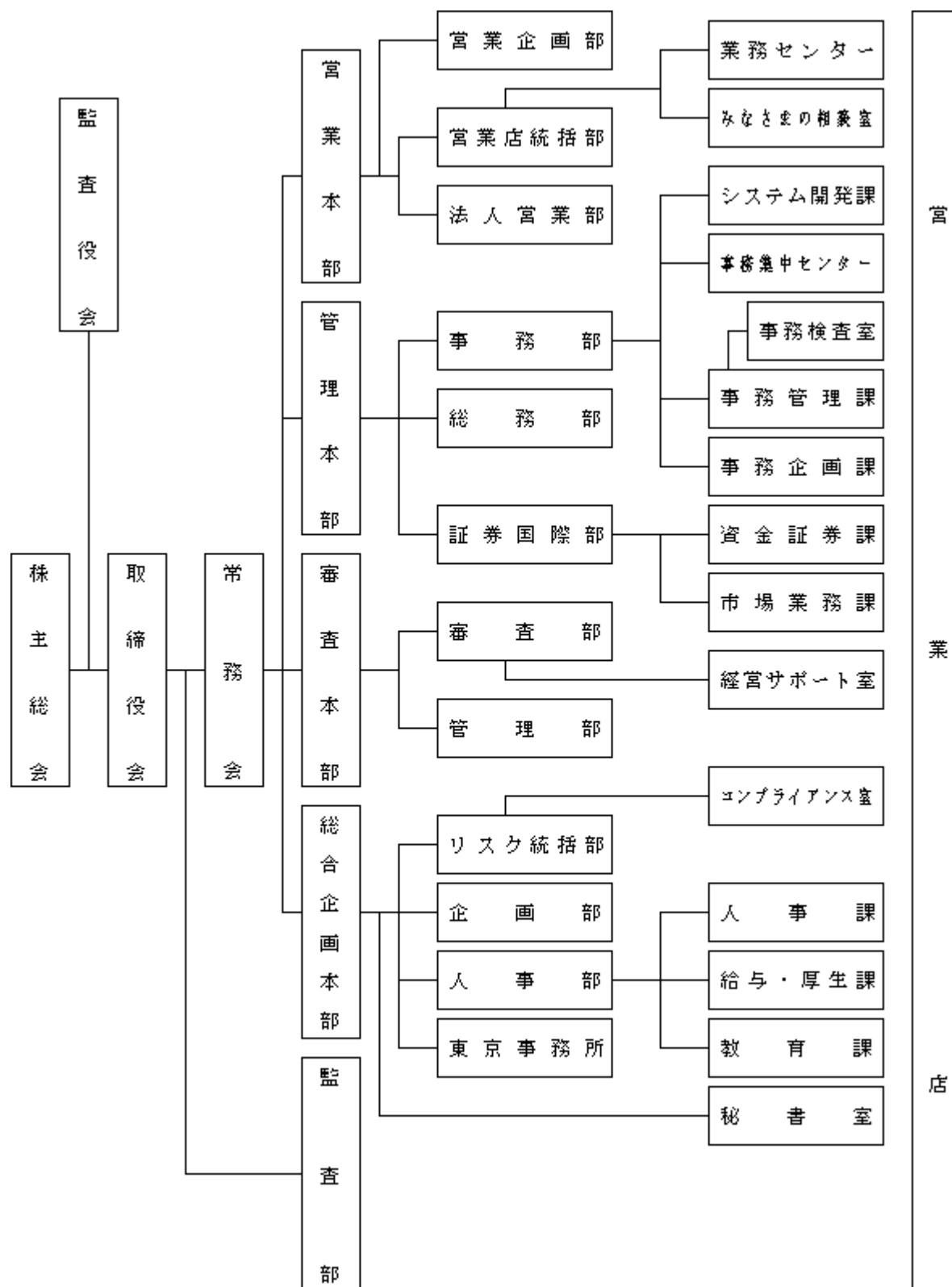
連結子会社の株式会社徳銀ジェーシービーにおいては、クレジットカードの取扱に関する業務を行い、多様化するお客さまのニーズにお応えするサービスの提供に取り組んでおります。

また、連結子会社の株式会社徳銀キャピタルにおいては、ベンチャーキャピタル業務を行い、ニュービジネスやベンチャー企業の発掘・支援に取り組んでおります。

以上の事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



当行の経営組織図



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) 株式会社徳銀ビジネス サービス	徳島県 徳島市	10	銀行各種事務受 託、代行、人材 派遣業務	100.00 (-) [-]	6 (4)	-	預金取引関係 業務受託取引関係	-	-
株式会社徳銀ソフト	徳島県 徳島市	10	銀行業務にかか るコンピューター 関連業務	100.00 (-) [-]	7 (3)	-	預金取引関係 業務受託取引関係	-	-
株式会社徳銀ジェー シービー	徳島県 徳島市	30	クレジットカード 業務	46.00 (41.00) [-]	7 (3)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
株式会社徳銀キャピ タル	徳島県 徳島市	30	ベンチャーキャ ピタル業務	48.00 (38.00) [-]	5 (4)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-

(注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社はありません。

2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. 「議決権の所有割合」欄の () 内は子会社による間接所有の割合 (内書き)、 [] 内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合 (外書き) であります。

4. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の () 内は、当行の役員 (内書き) であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成19年3月31日現在

	銀行業	その他	合計
従業員数（人）	976 [158]	7 [3]	983 [161]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、嘱託及び臨時従業員215人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成19年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
923 [153]	39.9	18.3	5,704

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、嘱託及び臨時従業員174人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 当行の従業員組合は、徳島銀行従業員組合と称し、組合員数は832人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国経済の減速懸念はあったものの、堅調な欧州経済及び中国をはじめとするアジア経済の拡大により、世界経済が堅調に拡大を続ける中で、高水準の企業収益及び内外の堅調な需要を背景として、設備投資が増加を続け、また、雇用・所得面でも改善傾向が見られるようになり、「いざなぎ景気」を超える戦後最長の景気回復を継続いたしました。

金融機関を取り巻く環境につきましては、平成18年3月の日本銀行による量的緩和政策の解除に続き、平成18年7月にゼロ金利政策が解除された後、平成19年2月に政策金利が引上げられ、景気回復を背景とした金融政策の転換を踏まえ、金利上昇等への適切な対応が求められております。

このような金融経済環境のもと、当行グループは連結業績の向上を目指し、グループ各社が営業基盤の拡充と収益の向上等に取り組むとともに、財務体質の健全化に努めました結果、次のような業績をおさめることができました。

損益面につきましては、連結経常収益は前連結会計年度比2,193百万円減少して29,876百万円、連結経常利益は同2,828百万円減少して4,318百万円、連結当期純利益は同1,737百万円減少して2,204百万円となりました。

また、当連結会計年度末の資産の部合計は、貸出金の増加等により前連結会計年度末比192億円増加して1兆1,583億円となりました。負債の部合計は、預金及び譲渡性預金の増加により同163億円増加して1兆836億円となりました。純資産の部合計は746億円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における連結ベースの現金及び現金同等物は、貸出金及び有価証券への運用が増加したことなどから、当連結会計年度末残高は、前連結会計年度末比3,370百万円減少し14,556百万円となりました。

なお、キャッシュ・フローの主な内容につきましては、以下のとおりとなっております。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動の結果使用した資金は1,855百万円となり、前連結会計年度比8,499百万円の支出減となりました。これは、前連結会計年度と比較して、預金及び譲渡性預金が減少から増加に転じたことなどによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により、前連結会計年度は127百万円の資金を獲得しましたが、当連結会計年度は1,159百万円の資金を使用しました。これは、前連結会計年度と比較して、有価証券の取得が増加したことなどによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動の結果使用した資金は384百万円となりました。これは主として、配当金の支払によるものであります。

(1) 国内・国際業務部門別収支

資金運用収益は、前連結会計年度比189百万円減少の25,355百万円、資金調達費用は同873百万円増加の2,216百万円となり、資金運用収支は前連結会計年度比1,062百万円減少の23,138百万円となりました（資金運用収支の個別要因については、(2) 国内・国際業務部門別の資金運用／調達の状況の説明をご覧ください。）。役務取引等収支は同205百万円増加の1,053百万円となりました（役務取引等収支の個別要因については(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況の説明をご覧ください。）。また、その他業務収支は同171百万円の減少となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	23,160	1,043	4	24,200
	当連結会計年度	22,360	781	3	23,138
うち資金運用収益	前連結会計年度	23,939	1,686	62	19 25,544
	当連結会計年度	23,851	1,589	39	46 25,355
うち資金調達費用	前連結会計年度	778	642	57	19 1,343
	当連結会計年度	1,490	808	35	46 2,216
役務取引等収支	前連結会計年度	1,370	78	601	848
	当連結会計年度	1,508	70	525	1,053
うち役務取引等収益	前連結会計年度	3,256	118	608	2,766
	当連結会計年度	3,335	110	532	2,914
うち役務取引等費用	前連結会計年度	1,885	39	6	1,918
	当連結会計年度	1,826	40	6	1,860
その他業務収支	前連結会計年度	109	△79	—	30
	当連結会計年度	△47	△94	—	△141
うちその他業務収益	前連結会計年度	133	—	—	133
	当連結会計年度	186	—	—	186
うちその他業務費用	前連結会計年度	24	79	—	103
	当連結会計年度	233	94	—	328

- (注) 1. 海外店はないため、国内業務部門と国際業務部門に区分して開示しております。国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用（前連結会計年度8百万円、当連結会計年度14百万円）を控除して表示しております。
3. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
4. 「相殺消去額」は、連結相殺消去の金額であります。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用／調達状況

国内業務部門の資金運用収支は、前連結会計年度比800百万円の減益となりました。また、残高においては、貸出金は19,453百万円の増加になり、また預金・譲渡性預金の合計は3,306百万円の増加となりました。

一方、国際業務部門の資金運用収支は、前連結会計年度比262百万円の減益となりました。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	(29,197) 1,072,867	(19) 23,939	2.23
	当連結会計年度	(31,301) 1,088,708	(46) 23,851	2.19
うち貸出金	前連結会計年度	793,613	20,401	2.57
	当連結会計年度	813,066	20,528	2.52
うち商品有価証券	前連結会計年度	586	3	0.60
	当連結会計年度	559	3	0.60
うち有価証券	前連結会計年度	214,513	3,507	1.63
	当連結会計年度	212,279	3,215	1.51
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	26,475	0	0.00
	当連結会計年度	25,147	45	0.17
うち買現先勘定	前連結会計年度	2,385	1	0.04
	当連結会計年度	849	1	0.18
うち預け金	前連結会計年度	6,021	2	0.04
	当連結会計年度	5,432	8	0.16
資金調達勘定	前連結会計年度	1,046,549	778	0.07
	当連結会計年度	1,042,528	1,490	0.14
うち預金	前連結会計年度	1,010,745	409	0.04
	当連結会計年度	1,014,609	1,139	0.11
うち譲渡性預金	前連結会計年度	25,890	18	0.06
	当連結会計年度	25,332	70	0.27
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	2	0	0.11
うち借入金	前連結会計年度	16,873	258	1.52
	当連結会計年度	9,374	223	2.37

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
2. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前連結会計年度6,940百万円、当連結会計年度3,016百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（前連結会計年度6,960百万円、当連結会計年度6,789百万円）及び利息（前連結会計年度8百万円、当連結会計年度14百万円）を、それぞれ控除して表示しております。
3. ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（%）
資金運用勘定	前連結会計年度	44,046	1,686	3.82
	当連結会計年度	43,006	1,589	3.69
うち貸出金	前連結会計年度	7,221	365	5.05
	当連結会計年度	7,006	426	6.09
うち商品有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち有価証券	前連結会計年度	28,894	987	3.41
	当連結会計年度	31,616	842	2.66
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	3,881	135	3.49
	当連結会計年度	1,407	71	5.08
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	12	0	5.54
	当連結会計年度	13	0	6.51
資金調達勘定	前連結会計年度	(29,197) 44,070	(19) 642	1.45
	当連結会計年度	(31,301) 43,057	(46) 808	1.87
うち預金	前連結会計年度	11,977	235	1.96
	当連結会計年度	8,537	264	3.09
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	2,819	119	4.23
	当連結会計年度	3,168	173	5.48
うち借入金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—

(注) 1. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（前連結会計年度24百万円、当連結会計年度17百万円）を控除して表示しております。

2. () 内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。

3. 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式（前月末T T仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方法）により算出しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り（%）
		小計	相殺消去額（△）	合計	小計	相殺消去額（△）	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	1,087,716	5,859	1,081,857	25,606	62	25,544	2.36
	当連結会計年度	1,100,413	2,577	1,097,836	25,394	39	25,355	2.30
うち貸出金	前連結会計年度	800,834	4,617	796,217	20,766	57	20,708	2.60
	当連結会計年度	820,073	1,724	818,349	20,954	35	20,919	2.55
うち商品有価証券	前連結会計年度	586	—	586	3	—	3	0.60
	当連結会計年度	559	—	559	3	—	3	0.60
うち有価証券	前連結会計年度	243,407	380	243,026	4,494	4	4,490	1.84
	当連結会計年度	243,895	305	243,589	4,057	3	4,054	1.66
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	30,356	—	30,356	136	—	136	0.44
	当連結会計年度	26,554	—	26,554	116	—	116	0.43
うち買現先勘定	前連結会計年度	2,385	—	2,385	1	—	1	0.04
	当連結会計年度	849	—	849	1	—	1	0.18
うち預け金	前連結会計年度	6,034	861	5,172	3	0	3	0.06
	当連結会計年度	5,446	547	4,898	9	0	9	0.19
資金調達勘定	前連結会計年度	1,061,422	5,478	1,055,943	1,401	57	1,343	0.12
	当連結会計年度	1,054,284	2,271	1,052,012	2,252	35	2,216	0.21
うち預金	前連結会計年度	1,022,722	861	1,021,860	645	0	644	0.06
	当連結会計年度	1,023,146	547	1,022,598	1,404	0	1,403	0.13
うち譲渡性預金	前連結会計年度	25,890	—	25,890	18	—	18	0.06
	当連結会計年度	25,332	—	25,332	70	—	70	0.27
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	2,819	—	2,819	119	—	119	4.23
	当連結会計年度	3,171	—	3,171	173	—	173	5.48
うち借入金	前連結会計年度	16,873	4,617	12,256	258	57	200	1.63
	当連結会計年度	9,374	1,724	7,649	223	35	187	2.45

（注） 「相殺消去額」は、連結相殺消去の金額であります。

(3) 国内・国際業部門別役務取引の状況

役務取引等収益が前連結会計年度比148百万円増加したことにより、役務取引等収支は205百万円の増益となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	3,256	118	608	2,766
	当連結会計年度	3,335	110	532	2,914
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	304	—	0	304
	当連結会計年度	290	—	—	290
うち為替業務	前連結会計年度	790	90	0	880
	当連結会計年度	754	88	0	842
うち証券関連業務	前連結会計年度	29	—	—	29
	当連結会計年度	38	—	—	38
うち代理業務	前連結会計年度	69	—	—	69
	当連結会計年度	61	—	—	61
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	34	—	0	34
	当連結会計年度	33	—	0	33
うち保証業務	前連結会計年度	21	28	6	42
	当連結会計年度	29	22	6	45
役務取引等費用	前連結会計年度	1,885	39	6	1,918
	当連結会計年度	1,826	40	6	1,860
うち為替業務	前連結会計年度	146	39	—	186
	当連結会計年度	139	40	—	180

(注) 「相殺消去額」は、連結相殺消去の金額であります。

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前連結会計年度	1,007,100	9,057	660	1,015,498
	当連結会計年度	1,023,149	8,884	502	1,031,531
うち流動性預金	前連結会計年度	384,847	—	340	384,507
	当連結会計年度	391,088	—	282	390,805
うち定期性預金	前連結会計年度	617,811	—	320	617,491
	当連結会計年度	626,497	—	220	626,277
うちその他	前連結会計年度	4,441	9,057	—	13,499
	当連結会計年度	5,564	8,884	—	14,448
譲渡性預金	前連結会計年度	24,160	—	—	24,160
	当連結会計年度	26,980	—	—	26,980
総合計	前連結会計年度	1,031,260	9,057	660	1,039,658
	当連結会計年度	1,050,129	8,884	502	1,058,511

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

3. 「相殺消去額」は、連結相殺消去の金額であります。

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成18年3月31日		平成19年3月31日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	809,206	100.00	826,319	100.00
製造業	78,288	9.67	79,123	9.57
農業	4,544	0.56	2,784	0.34
林業	445	0.06	340	0.04
漁業	1,619	0.20	1,153	0.14
鉱業	7,644	0.94	7,953	0.96
建設業	46,883	5.79	45,752	5.54
電気・ガス・熱供給・水道業	321	0.04	702	0.08
情報通信業	4,879	0.60	5,490	0.66
運輸業	57,263	7.08	62,552	7.57
卸売・小売業	103,633	12.81	97,640	11.82
金融・保険業	34,965	4.32	33,850	4.10
不動産業	80,875	9.99	109,119	13.21
各種サービス業	119,965	14.83	131,359	15.90
地方公共団体	41,231	5.10	42,115	5.10
その他	226,640	28.01	206,377	24.97
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	809,206	—	826,319	—

② 外国政府等向け債権残高

該当事項はありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前連結会計年度	73,381	—	—	73,381
	当連結会計年度	77,813	—	—	77,813
地方債	前連結会計年度	33,593	—	—	33,593
	当連結会計年度	36,442	—	—	36,442
短期社債	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
社債	前連結会計年度	62,855	—	—	62,855
	当連結会計年度	53,436	—	—	53,436
株式	前連結会計年度	26,844	—	416	26,428
	当連結会計年度	25,759	—	129	25,629
その他の証券	前連結会計年度	25,251	30,586	—	55,837
	当連結会計年度	27,058	33,461	—	60,520
合計	前連結会計年度	221,926	30,586	416	252,096
	当連結会計年度	220,511	33,461	129	253,843

- (注) 1. 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。
3. 「相殺消去額」は、連結相殺消去の金額であります。

[次へ](#)

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益状況 (単体)

(1) 損益の概要

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	24,687	23,581	△1,106
経費 (除く臨時処理分)	14,448	13,929	△519
人件費	6,960	6,918	△42
物件費	6,674	6,342	△332
税金	813	667	△146
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	10,239	9,652	△587
一般貸倒引当金繰入額	46	764	718
業務純益	10,192	8,887	△1,305
うち債券関係損益	128	△40	△168
臨時損益	△3,410	△4,736	△1,326
株式関係損益	341	735	394
不良債権処理損失	△4,004	△5,859	△1,855
貸出金償却	△3,238	△2,904	334
個別貸倒引当金繰入額	△624	△2,322	△1,698
貸出債権流動化・売却損	△141	△633	△492
その他臨時損益	252	387	135
経常利益	6,782	4,151	△2,631
特別損益	396	152	△244
うち動産不動産処分損益	△110	—	—
うち固定資産処分損益	—	△45	—
うち減損損失	△375	△7	368
うち償却債権取立益	882	589	△293
うちその他特別損失	—	△383	△383
税引前当期純利益	7,179	4,303	△2,876
法人税、住民税及び事業税	1,658	1,857	199
法人税等調整額	1,560	309	△1,251
当期純利益	3,960	2,135	△1,825

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費 (除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

(2) 営業経費の内訳

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
給料・手当	6,804	6,833	29
退職給付費用	238	△342	△580
福利厚生費	71	58	△13
減価償却費	1,115	1,057	△58
土地建物機械賃借料	631	634	3
営繕費	51	71	20
消耗品費	258	207	△51
給水光熱費	120	110	△10
旅費	48	45	△3
通信費	320	289	△31
広告宣伝費	186	190	4
諸会費寄付金交際費	110	115	5
租税公課	813	667	△146
その他	3,779	3,739	△40
計	14,551	13,678	△873

(注) 1. 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

2. 上記当事業年度の「その他」の内訳は、次のとおりであります。

預金保険料828百万円、保守管理費553百万円、業務委託手数料520百万円、その他事務費1,384百万円、交通費136百万円、役員退職金74百万円、役員退職慰労引当金繰入額69百万円、役員賞与引当金繰入額32百万円及びその他138百万円であります。

2. 利鞘 (国内業務部門) (単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	2.21	2.16	△0.05
(イ) 貸出金利回	2.55	2.50	△0.05
(ロ) 有価証券利回	1.57	1.46	△0.11
(2) 資金調達原価 ②	1.43	1.45	0.02
(イ) 預金等利回	0.04	0.11	0.07
(ロ) 外部負債利回	1.88	2.52	0.64
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.78	0.71	△0.07

(注) 1. 「国内業務部門」とは、円建諸取引であります。

2. 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

[次へ](#)

3. ROE (単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	15.37	13.33	△2.04
業務純益ベース	15.30	12.27	△3.03
当期純利益ベース	5.94	2.94	△3.00

(注) 資本勘定平均残高 (分母) = (期首資本の部合計 + 期末資本の部合計) ÷ 2

4. 預金・貸出金の状況 (単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金 (未残)	1,016,158	1,032,034	15,876
預金 (平残)	1,022,722	1,023,146	424
貸出金 (未残)	810,120	826,878	16,758
貸出金 (平残)	799,877	819,100	19,223

(2) 個人・法人別預金残高 (国内)

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	797,011	802,737	5,726
法人・その他	219,146	229,296	10,150
合計	1,016,158	1,032,034	15,876

(注) 譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	167,063	159,874	△7,189
うち住宅ローン残高	122,335	118,844	△3,491
うちその他ローン残高	44,727	41,030	△3,697

(4) 中小企業等貸出金

		前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	679,597	693,140	13,543
総貸出金残高	② 百万円	810,120	826,878	16,758
中小企業等貸出金比率	①/② %	83.88	83.82	△0.06
中小企業等貸出先件数	③ 件	59,531	56,687	△2,844
総貸出先件数	④ 件	59,739	56,885	△2,854
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.65	99.65	0.00

(注) 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人であります。

5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前事業年度		当事業年度	
	口数（件）	金額（百万円）	口数（件）	金額（百万円）
手形引受	—	—	—	—
信用状	190	1,514	168	1,240
保証	486	7,721	450	7,308
計	676	9,235	618	8,548

6. 内国為替の状況（単体）

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数（千口）	金額（百万円）	口数（千口）	金額（百万円）
送金為替	各地へ向けた分	2,165	1,558,310	2,240	1,509,209
	各地より受けた分	2,838	1,617,931	3,053	1,598,646
代金取立	各地へ向けた分	357	324,724	327	292,793
	各地より受けた分	355	416,247	316	379,010

7. 外国為替の状況（単体）

区分		前事業年度	当事業年度
		金額（百万米ドル）	金額（百万米ドル）
仕向為替	売渡為替	842	688
	買入為替	31	25
被仕向為替	支払為替	1,436	1,219
	取立為替	104	74
合計		2,413	2,006

[次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年3月31日は銀行法第14条の2の規定に基づき、自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成18年3月31日	平成19年3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	11,036	11,036
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	9,529	9,534
	利益剰余金	44,040	46,036
	自己株式（△）	144	150
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	—	310
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	263	534
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	連結調整勘定相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）	—	—
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
計	(A)	64,725	66,679
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	—	—	—

項目		平成18年3月31日	平成19年3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,244	1,168
	一般貸倒引当金	4,089	4,635
	負債性資本調達手段等	4,000	3,000
	うち永久劣後債務（注2）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	4,000	3,000
	計	9,334	8,803
	うち自己資本への算入額 (B)	9,334	8,803
控除項目	控除項目（注4） (C)	50	50
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	74,008	75,432
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	717,467	687,990
	オフ・バランス取引等項目	9,080	8,180
	信用リスク・アセットの額 (E)	726,547	696,171
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（(G) / 8%） (F)	—	45,503
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	3,640
	※計 (E) + (F) (H)	726,547	741,675
連結自己資本比率（国内基準） = D / H × 100 (%)		10.18	10.17
（参考）Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		—	8.99

（注） 1. 告示第28条第2項（旧告示第23条第2項）に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2. 告示第29条第1項第3号（旧告示第24条第1項第3号）に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第29条第1項第4号及び第5号（旧告示第24条第1項第4号及び第5号）に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第31条第1項第1号から第6号（旧告示第25条第1項）に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号（旧告示第25条第1項第2号）に規定するものに対する投資に相当する額が含まれておりません。

[次へ](#)

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成18年3月31日	平成19年3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	11,036	11,036
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	9,514	9,514
	その他資本剰余金	15	15
	利益準備金	2,280	2,280
	任意積立金	41,141	—
	次期繰越利益	313	—
	その他利益剰余金	—	43,382
	その他	—	—
	自己株式（△）	125	150
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	—	308
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）	—	—
繰延税金資産の控除金額（△）	—	—	
計 (A)	64,175	65,769	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	—	—	

項目		平成18年3月31日	平成19年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,244	1,168
	一般貸倒引当金	4,027	4,623
	負債性資本調達手段等	4,000	3,000
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	4,000	3,000
	計	9,272	8,791
	うち自己資本への算入額 (B)	9,272	8,791
控除項目	控除項目(注4) (C)	50	50
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	73,397	74,510
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	716,595	686,684
	オフ・バランス取引等項目	9,080	8,180
	信用リスク・アセットの額 (E)	725,676	694,864
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	—	44,876
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	3,590
	※計 (E)+(F) (H)	725,676	739,741
単体自己資本比率(国内基準) = D/H×100 (%)		10.11	10.07
(参考) Tier I 比率 = A/H×100 (%)		—	8.89

- (注) 1. 告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号(旧告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号(旧告示第32条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

[次へ](#)

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその他有価証券(使用貸借又は賃貸契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成18年3月31日	平成19年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	82	87
危険債権	407	330
要管理債権	56	73
正常債権	7,662	7,892

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

今後の経営環境につきましては、企業活動やディスクロージャーに関する法改正や制度変更が相次いで実施される中、企業活動における法令等遵守と顧客目線の行動が厳しく求められており、法令等遵守態勢（コンプライアンス）の充実とガバナンスの強化による内部管理態勢の確立とともに、顧客保護等管理態勢の整備・確立を図っていく必要があります。また、国内景気の回復とともに、県内景気も緩やかな回復傾向を見せており、平成19年10月には、日本郵政公社が民営化されるなど、地域における金融機関間の競争も更に厳しさを増すことが予想されることから、リスク管理態勢の機能強化による資産の健全化、収益力の強化とともに、営業体制の再構築、人材の育成及び商品・サービスの充実を図っていく必要があります。

こうしたなか、当行グループは、「地域とともに」という基本方針のもと、「地域に密着し、地域とともに成長する、地域信頼度No.1の銀行」を目指して平成18年度よりスタートさせている第16次長期経営計画『C o - g r o w t h ～ともに成長しよう～』に基づき、コンプライアンスおよびリスク管理の態勢を確立し、なお一層の収益力の強化・健全性の向上・業務量の拡大を図ることで、みなさまに安心と満足、利便性を提供し、みなさまからの信頼を揺るぎないものにしていきたいと考えております。また、地域のみなさまとのコミュニケーションを図り、みなさまとの連携・協働により、ともに成長することで、地域社会の活性化・発展に貢献し、企業の社会的責任（CSR）を果たしていきたいと考えております。

4【事業等のリスク】

当行及び連結子会社を含めた当行グループ（以下、本項目においては「当行グループ」とします。）の事業等のリスクについて、投資者の投資判断に重大な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から、以下に開示しております。なお、当行グループは、これらのリスクの種類・所在を正確に把握・分析し、適切に管理・運営していくことが経営の重要課題であると認識し、統一的リスク管理態勢の強化に努めております。

なお、記載事項のうち将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

1. 信用リスク

(1) 不良債権の状況

当行グループは、資産の70%程度を貸出金により運用しておりますが、国内外の景気動向によっては貸出先の業況に悪影響を及ぼし、財務内容悪化等により不良債権が増加することで、多額の貸倒償却または引当負担が生じる可能性があります。

(2) 貸倒引当金の状況

当行グループは、貸出先の状況に応じて、担保の価値及び貸倒実績率等に基づく見積もりにより、貸倒引当金を計上しておりますが、実際の貸倒が当該見積もりを上回った場合や担保価値が下落した場合に、貸倒引当金の積み増し等により与信関連費用が増加する可能性があります。

(3) 貸出先への対応

当行グループは、回収の効率・実効性その他の観点から、貸出先に債務不履行等が生じた場合においても、当行グループが債権者として有する法的な権利のすべてを必ずしも実行しない場合があります。また、当行グループがこれらの貸出先に対して債権放棄または追加貸出を行って支援をする場合もあります。このような貸出先に対する支援を行った場合に、当行グループの与信関係費用が増加する可能性があります。

(4) 権利行使の困難性

当行グループは、不動産市場における流動性の欠如または価格の下落、有価証券の価格の下落等により、担保権を設定した不動産もしくは有価証券を換金することが困難となる可能性があります。

2. 市場関連リスク

(1) 金利変動に関するリスク

当行グループの主要な収益源は、貸出金や有価証券を中心とした資金運用と預金等による資金調達との金利差による利鞘収入（資金利益）であります。これらの資金運用・調達における金額・期間等のミスマッチが大きい場合に、金利変動が当行グループの収益にとってマイナスに作用する可能性があります。

(2) 為替変動に関するリスク

当行グループが保有する有価証券の一部には、外貨建て有価証券が含まれておりますが、例えば、為替相場が円高に変動した場合に、為替ヘッジを行っていない外貨建て有価証券の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 株価変動に関するリスク

当行グループが保有する有価証券の一部には、市場性のある株式が含まれておりますが、株価が下落した場合に、保有株式に減損または評価損が発生する可能性があります。

(4) 債券の価格変動に関するリスク

当行グループが保有する有価証券の一部には、国債等の債券が含まれておりますが、長期金利が上昇した場合に、債券価格が下落し債券の評価損が発生する可能性があります。

3. 流動性リスク

当行グループの業績や財務内容が悪化した場合、あるいは市場の混乱等により市場環境が大きく変化した場合に、必要な資金の確保が困難となり、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる可能性があります。

4. 事務リスク

当行グループは、預金・為替・貸出などの銀行業務に加え、カード業務、ベンチャーキャピタル業務などの幅広い業務を行っておりますが、これらの多様な業務の遂行に際して、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等による不適切な事務を行うことにより、損失が発生する可能性があります。

5. システムリスク

当行グループは、業務の多様化及び高度化に対応するため、勘定系オンラインシステムをはじめとする各種システムを保有しておりますが、これらのシステムのダウンまたは誤作動、通信回線の故障やコンピュータの不正使用が発生した場合に、当行グループの業務遂行及び社会的信用に悪影響を及ぼす可能性があります。

6. 法務リスク

当行グループは、業務を遂行するうえで、銀行法、証券取引法、会社法など様々な法令等の適用を受けており、これらの法令等が遵守されるよう役職員に対する法令等遵守の徹底に努めておりますが、これらの法令等を遵守できなかった場合に、当行グループの業績・財政状態及び社会的信用に悪影響を及ぼす可能性があります。また、これらの法令等が将来において変更・廃止され、あるいは新たな法令等が設けられた場合に、その内容によっては、当行グループの業績・財政状態及び業務遂行に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、当行における不祥事件の発生を受け、法令等遵守態勢の確立に向けた取組みが不十分で、営業店において内部牽制機能が十分に発揮されていないなど、内部管理態勢に重大な問題があるとして、平成17年11月11日付で、四国財務局長より業務改善命令を受けました。当行では、同命令に基づきまして、平成17年12月12日付で、四国財務局長に業務改善計画を提出し、内部管理態勢の一層の充実・強化を図り、不祥事件を発生させない組織体制の構築、法令等遵守態勢の確立に取り組んでおりますが、平成18年6月及び平成19年2月に新たな不祥事件が発生したことにより、これらの取組みをなお一層強化する必要があります。

7. 風評リスク

当行グループは、地域のみならず、預金者等のお客さまならびに市場関係者からの信用に大きく支えられておりますが、当行グループに対する事実と異なる風評・風説が、マスコミ報道・インターネット上の掲示板への書き込み等により発生・拡散した場合に、お客さまや市場関係者の間における当行グループの評判が悪化することにより、当行グループの業績遂行及び社会的信用に悪影響を及ぼす可能性があります。

8. 情報漏えいに関するリスク

当行グループは、多くのお客さまの情報を保有しているほか、様々な経営情報等の内部情報を有しておりますが、万が一、これらの重要な情報が外部に漏えいした場合に、当行グループの社会的信用、業務遂行及び業績・財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

9. 自己資本比率規制に係るリスク

当行グループは、海外営業拠点を有しておりませんので、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）」に定められた国内基準（現時点では4%）以上に維持することを求められておりますが、当行グループの自己資本比率がこの基準を下回った場合に、金融庁長官から業務の全部または一部の停止等を含む様々な命令を受けることとなります。また、平成19年3月期からは、新基準（バーゼルⅡ）により、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を算出しております。

なお、以下のような場合に、自己資本比率に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ・不良債権処理の増加にともない、大幅に与信関係費用が増加する場合
- ・株価や金利の変動にともない、保有有価証券の大きな評価損が発生する場合
- ・将来の課税所得の見積りによって、繰延税金資産が大きく減額される場合
- ・自己資本比率基準や算定方法が変更される場合

10. 退職給付債務に係るリスク

当行グループは、従業員の退職給付費用及び債務について、年金資産の期待運用利回りや将来の退職給付債務算出に用いる年金数理上の前提条件に基づいて算出しておりますが、年金資産の時価が下落する、または年金資産の運用利回りが想定を下回るなど、実際の結果が年金数理上の前提条件と異なる場合や前提条件に変更があった場合、また、年金制度の変更により未認識の過去勤務債務が発生した場合に、追加損失が発生し、当行グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

11. 所有不動産に係るリスク

当行グループは、営業拠点・社宅等として不動産を所有しておりますが、当該不動産の価値・価格が下落した場合に、減損が生じ、当行グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

12. 災害リスク

当行グループは、徳島県を中心に事業を展開しており、営業拠点、事務集中センター等の施設、役職員及びお客さまは徳島県に集中しておりますが、万が一、徳島県を含む広域に災害等が発生した場合、あるいは徳島県を中心とする局地的な災害等が発生した場合に、地域経済及び当行グループの施設・役職員に甚大な被害が及ぶ可能性があります、その結果、当行グループの業務遂行及び業績・財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

6【研究開発活動】

該当ありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

本項におきまして、将来に関する事項については、当有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、将来生じる結果と異なる不確実性を有しておりますので、ご注意ください。

当行グループは、「地域とともに」という基本方針のもと、「地域に密着し、地域とともに成長する、地域信頼度No1の銀行」を目指して、平成18年度より第16次長期経営計画『C o - g r o w t h ～ともに成長しよう～』をスタートさせております。この経営計画のもと、連結業績の向上とグループ各社が営業基盤の拡充と収益の向上等に取り組むとともに、財務体質の健全化に努めました結果、後述の経営成績の分析及び財政状態の分析のような業績をおさめることができました。

1. 重要な会計方針及び見積り

当行グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して作成されております。連結財務諸表の作成にあたっては、貸倒引当金等の引当金、繰延税金資産、有価証券の減損処理など、資産の健全性を向上させるため、厳格な基準のもと処理を行っております。

2. 当連結会計年度の経営成績の分析

(1) 損益状況の概要

連結経常収益は、前連結会計年度（平成17年10月）の連結子会社におけるリース事業及び割賦販売事業の会社分割及び株式譲渡により、前連結会計年度比2,193百万円減少して29,876百万円となりました。

連結業務粗利益は、貸出金及び有価証券の利回り低下と預金金利の引上げにともなう支払利息の増加を主因として、同1,029百万円減少して24,050百万円となりました。

取引先企業の法的整理や私的整理による処理のほか、さらなる資産内容の健全化をはかるため、貸倒引当金を積み増すなど、積極的な不良債権処理を実施しましたことなどから、連結経常利益は2,828百万円減少して4,318百万円となりました。

この結果、当期純利益は同1,737百万円減少して2,204百万円となりました。

(損益状況の増減について)

	前連結会計年度 (百万円) (A)	当連結会計年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
連結経常収益	32,069	29,876	△2,193
連結業務粗利益	25,079	24,050	△1,029
資金利益	24,200	23,138	△1,062
役務取引等利益	848	1,053	205
その他業務利益	30	△141	△171
営業経費 (△)	14,884	13,906	△978
貸倒償却引当費用 (△)	4,003	6,669	2,666
株式関係損益	341	766	425
その他 (△)	612	78	△534
経常利益	7,146	4,318	△2,828
当期純利益	3,941	2,204	△1,737

(2) 貸倒償却引当費用

取引先企業の法的整理や私的整理による処理のほか、さらなる資産内容の健全化を図るため、貸倒引当金を積み増すなど積極的な不良債権を実施したことなどにより、前連結会計年度比2,666百万円増加して6,669百万円となりました。

(貸倒償却引当費用の増減状況)

	前連結会計年度 (百万円) (A)	当連結会計年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
貸倒償却引当費用 (△)	4,003	6,669	2,666
一般貸倒引当金繰入額 (△)	△38	743	781
貸出金償却 (△)	3,278	2,904	△374
個別貸倒引当金繰入額 (△)	607	2,378	1,771
貸出債権流動化・売却損 (△)	154	643	489

(3) 財政状態の分析

①貸出金

貸出金は、主として企業向け貸出の増加により、前連結会計年度比17,113百万円増加して826,319百万円となりました。

(貸出金残高の増減状況)

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)	差引 (百万円)
貸出金(末残)	809,206	826,319	17,113
企業向け貸出	582,565	619,941	37,376
個人向け貸出	226,640	206,377	△20,263

②有価証券

有価証券については、積極的な運用に努めました結果、前連結会計年度比1,747百万円増加して253,843百万円、評価損益においては同1,912百万円増加して10,585百万円となりました。

(有価証券残高の増減状況)

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)	差引 (百万円)
有価証券(末残)	252,096	253,843	1,747
国債	73,381	77,813	4,432
地方債	33,593	36,442	2,849
社債	62,855	53,436	△9,419
株式	26,428	25,629	△799
その他	55,837	60,520	4,683

(有価証券評価損益)

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)	差引 (百万円)
有価証券	8,923	10,835	1,912
株式	9,142	7,847	△1,295
債券	△2,114	△723	1,391
その他	1,895	3,712	1,816

③預金等

預金および譲渡性預金残高は、主として個人預金及び法人預金が増加したことにより、前連結会計年度比188億円増加して1兆585億円となりました。

(預金及び譲渡性預金の増減状況)

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)	差引 (百万円)
預金	1,015,498	1,031,531	16,033
個人預金	797,011	802,737	5,726
法人預金・その他	218,487	228,794	10,307
譲渡性預金	24,160	26,980	2,820
合計	1,039,658	1,058,511	18,853

④不良債権の状況

リスク管理債権額は、前連結会計年度末比5,649百万円減少して48,261百万円、貸出金に占める割合は同0.82%ポイント低下して5.84%となりました。

(リスク管理債権の増減状況)

リスク管理債権残高

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	差引 (百万円)
破綻先債権額	2,215	4,088	1,873
延滞債権額	46,046	36,840	△9,206
3ヵ月以上延滞債権額	186	243	57
貸出条件緩和債権額	5,460	7,088	1,628
合計	53,910	48,261	△5,649
貸出金残高(末残)	809,206	826,319	17,113

リスク管理債権比率

	前連結会計年度 (%)	当連結会計年度 (%)	差引 (%)
破綻先債権額	0.27	0.49	0.22
延滞債権額	5.69	4.45	△1.24
3ヵ月以上延滞債権額	0.02	0.02	0.00
貸出条件緩和債権額	0.67	0.85	0.18
合計	6.66	5.84	△0.82

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当行及び連結子会社では、総合金融サービスの充実・強化を狙いとして、銀行業を中心に設備投資を行いました。

銀行業においては、洲本支店（兵庫県洲本市）の移転用地や本店前駐車場用地の購入、研修会館（徳島県徳島市）及び昭和寮（徳島県徳島市）の新設など、1,759百万円の投資を行いました。また、遊休資産（前連結会計年度末帳簿価額194百万円）の一部の売却を行っているほか、固定資産の減損損失7百万円を計上しております。

減損損失の内容については、「第5 経理の状況 1連結財務諸表等 注記事項（連結損益計算書）」に記載しております。

なお、営業上重要な影響を及ぼすような固定資産の売却、撤去等はありません。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

銀行業

（平成19年3月31日現在）

会社名	店舗名	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
				面積(m ²)	帳簿価額(百万円)				
当行	本店他56店 5出張所	徳島県徳島市他	店舗	43,866.76 (8,488.39)	5,274	2,148	605	8,027	763
	高松支店他 1店	香川県高松市他	店舗	1,214.10	531	67	10	609	26
	高知支店	高知県高知市	店舗	512.92	238	297	10	546	20
	松山支店他 1店	愛媛県松山市他	店舗	1,233.16	325	125	9	460	24
	大阪支店他 3店	大阪府中央区他	店舗	223.39	226	152	36	416	50
	神戸支店他 2店	神戸府中央区他	店舗	1,491.20	150	206	26	383	31
	東京支店	東京都中央区	店舗	—	—	1	2	4	9
計	—	—	—	48,541.53 (8,488.39)	6,747	2,999	700	10,447	923
	川内業務センター	徳島県徳島市	集中センター	8,574.73	789	261	35	1,086	—
	その他	堺市他	社宅・寮	1,817.04	332	231	0	564	—
	その他	徳島県徳島市他	その他施設	7,873.53 (2,820.31)	268	251	62	269	—
連結子会社	㈱徳銀ソフト	徳島県徳島市	本社	—	—	—	—	—	28
連結子会社	㈱徳銀ビジネスサービス	徳島県徳島市	本社	—	—	—	—	—	25
合計	—	—	—	66,806.83 (11,308.70)	8,137	3,744	799	12,681	976

その他の事業

(平成19年3月31日現在)

	会社名	店舗名	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数(人)
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)				
国内連結子会社	㈱徳銀ジェーシービー	本店	徳島県徳島市	店舗	—	—	—	2	2	7
国内連結子会社	㈱徳銀キャピタル	本店	徳島県徳島市	店舗	—	—	—	0	0	0

- (注) 1. 土地の面積欄の () 内は、借地の面積 (うち書き) であり、その年間賃借料は建物も含め302百万円であります。
 2. 動産は、事務機械248百万円、その他550百万円であります。
 3. 当行の店舗外自動設備97か所は、上記に含めて記載しております。
 4. 上記の他、リース並びにレンタル契約による主な貸借設備は次のとおりであります。

会社名	事業の別	店舗名	所在地	設備の内容	従業員数(人)	年間リース料又はレンタル料 (百万円)
当行	銀行業	本店他	徳島県徳島市他	A T M、両替機他	—	190

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 新設・改修等

当連結会計年度末において、新たに確定した設備の新設計画は次のとおりであります。

なお、新設計画中であります穴吹支店 (徳島県美馬市) の当初完成予定年月は平成19年4月でありましたが、平成19年7月に変更しております。

銀行業

会社名	店舗名	区分	所在地	設備の内容	投資予定額 (百万円)		資金調達方法	着手年月	完成予定年月
					総額	既支払額			
当行	鳴門支店	新設	徳島県鳴門市	店舗	183	109	自己資金	平成19年2月	平成19年10月

(注) 上記金額には、消費税等は含んでおりません。

その他の事業

該当ありません。

(2) 売却・除却等

当連結会計年度末において、銀行業・その他の事業とも重要な設備の売却・除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	176,000,000
計	176,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成19年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年6月28日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	77,403,870	77,403,870	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	株主としての権利内 容に制限のない、標 準となる株式
計	77,403,870	77,403,870	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高(千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成18年3月9日 (注1)	4,500	76,728	1,930,500	10,746,602	1,926,540	9,225,336
平成18年3月29日 (注2)	675	77,403	289,575	11,036,177	288,981	9,514,317

(注) 1. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 894円

発行価額 857.12円

資本組入額 429円

払込金総額 4,023,000,000円

2. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しにともなう第三者割当増資)

発行価額 857.12円

資本組入額 429円

割当先 日興シティグループ証券株式会社

(5) 【所有者別状況】

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	65	32	850	83	－	4,447	5,477	－
所有株式数 （単元）	－	23,717	1,492	18,900	8,401	－	23,870	76,380	1,023,870
所有株式数の 割合（％）	－	31.05	1.95	24.75	11.00	－	31.25	100.00	－

（注） 1. 自己株式173,942株は、「個人その他」に173単元及び「単元未満株式の状況」に942株含まれております。

2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ41単元及び50株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 （千株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（％）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	3,902	5.04
日亜化学工業株式会社	徳島県阿南市上中町岡491-100	2,212	2.85
シージーエムエフピーピーシーエフエクイティ	東京都品川区東品川2丁目3番14号	2,043	2.63
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	1,968	2.54
徳島銀行従業員持株会	徳島県徳島市富田浜1丁目16番地	1,598	2.06
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	1,594	2.05
日新建物株式会社	東京都品川区上大崎3丁目2-1	1,480	1.91
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26-1	1,421	1.83
東京海上日動火災海上保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2-1	1,414	1.82
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都中央区晴海1丁目8番12号	1,381	1.78
計	－	19,014	24.56

（注） 1. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	3,902千株
三菱UFJ信託銀行株式会社	414千株

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 173,000	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 76,207,000	76,207	同上
単元未満株式	普通株式 1,023,870	—	同上
発行済株式総数	77,403,870	—	—
総株主の議決権	—	76,207	—

(注) 上記の「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が41千株含まれております。
また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が41個含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社徳島銀行	徳島県徳島市富田浜1丁目16番地	173,000	—	173,000	0.22
計	—	173,000	—	173,000	0.22

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 旧商法第221条第6項の規定に基づく単元未満株式の買取請求による普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	33,476	26,935,543
当期間における取得自己株式数	5,171	4,209,718

(注) 当期間における取得自己株式には、平成19年6月8日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(注)	2,419	1,826,548	1,112	902,672
保有自己株式数	173,942	—	178,001	—

(注) 1. 当事業年度及び当期間における自己株式の処分は、単元未満株式の売渡請求による売渡しであります。

2. 当期間における保有株式数には、平成19年6月8日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当行は、経営体質の一層の強化を図るべく内部留保の充実に努めるとともに、株主のみなさまには安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当行は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当金につきましては、上記方針に基づき1株当たり8円の配当(うち中間配当金4円)を実施することを決定いたしました。

内部留保資金につきましては、金融機関を取巻く厳しい経営環境に対応すべく、コスト競争力を高めるとともに、お客さまのニーズに即応する金融サービス提供のために有効に投資してまいりたいと考えております。

当行は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)
平成18年11月20日 取締役会決議	308	4.00
平成19年6月28日 定時株主総会決議	308	4.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第110期	第111期	第112期	第113期	第114期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
最高 (円)	730	760	1,000	1,399	998
最低 (円)	580	612	625	802	626

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年10月	11月	12月	平成19年1月	2月	3月
最高 (円)	848	788	740	819	890	847
最低 (円)	765	626	690	685	720	780

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役頭取 (代表取締役)		柿内 慎市	昭和19年10月29日生	昭和42年4月 ㈱徳島相互銀行（現㈱徳島銀行）入行 平成3年2月 人事部長兼総合企画部付部長（秘書室長） 平成3年6月 取締役人事部長兼総合企画部付部長（秘書室長） 平成5年3月 常務取締役人事部長 平成9年6月 専務取締役人事部長 平成10年6月 専務取締役 平成11年4月 専務取締役総合企画本部長 平成15年6月 取締役頭取（現職）	(注)2	85
取締役専務 (代表取締役)	総合企画本部長兼企画部長	吉岡 宏美	昭和27年11月3日生	昭和51年4月 ㈱徳島相互銀行（現㈱徳島銀行）入行 平成12年4月 営業企画部長 平成13年6月 取締役営業企画部長 平成15年6月 常務取締役総合企画本部長兼企画部長 平成18年6月 取締役専務総合企画本部長兼企画部長（現職）	(注)2	19
取締役専務 (代表取締役)	審査本部長兼管理部長	木内 政晴	昭和25年3月12日生	昭和43年4月 ㈱徳島相互銀行（現㈱徳島銀行）入行 平成11年6月 審査部長 平成13年6月 取締役審査部長 平成15年6月 常務取締役審査本部長 平成18年6月 取締役専務審査本部長 平成19年6月 取締役専務審査本部長兼管理部長（現職）	(注)2	13
取締役	常務執行役員営業本部長兼法人営業部長	森 真一	昭和32年5月9日生	昭和55年4月 ㈱徳島相互銀行（現㈱徳島銀行）入行 平成15年10月 法人営業部長 平成16年6月 取締役本店営業部長 平成18年6月 取締役常務執行役員営業本部長 平成19年6月 取締役常務執行役員営業本部長兼法人営業部長（現職）	(注)2	6
取締役	常務執行役員管理本部長	花岡 武	昭和28年7月20日生	昭和51年4月 ㈱第一勧業銀行入行 平成12年1月 同行静岡支店長 平成13年8月 同行融資部融資渉外部長 平成14年4月 みずほ銀行融資業務部副部長 平成15年5月 みずほコーポレート銀行高松営業部長 平成17年6月 当行法人営業部長 平成18年6月 当行取締役執行役員法人営業部長 平成19年6月 当行取締役常務執行役員管理本部長（現職）	(注)2	3
取締役	執行役員監査部長	玉垣 一	昭和24年8月5日生	昭和49年4月 ㈱徳島相互銀行（現㈱徳島銀行）入行 平成12年4月 企画部長 平成15年6月 取締役人事部長 平成16年4月 取締役監査部長 平成18年6月 取締役執行役員監査部長（現職）	(注)2	34

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	執行役員 本店営業部長	川崎 實	昭和24年4月25日生	昭和48年4月 ㈱徳島相互銀行（現㈱徳島銀行）入行 平成15年6月 営業店統括部長兼みなさまの相談室長 平成16年6月 取締役営業店統括部長兼みなさまの相談室長 平成18年6月 取締役執行役員本店営業部長（現職）	(注)2	18
取締役	執行役員 人事部長	佃 充生	昭和35年5月3日生	昭和59年4月 ㈱徳島相互銀行（現㈱徳島銀行）入行 平成15年10月 高松支店長 平成17年6月 取締役高松支店長 平成17年11月 取締役人事部長 平成18年6月 取締役執行役員人事部長（現職）	(注)2	4
監査役 (常勤)		前田 公男	昭和21年11月1日生	昭和44年4月 ㈱徳島相互銀行（現㈱徳島銀行）入行 平成12年4月 公務部長 平成13年6月 常勤監査役（現職）	(注)3	10
監査役 (常勤)		原口 英毅	昭和22年1月19日生	昭和45年4月 大蔵省四国財務局入省 平成11年6月 四国財務局松山財務事務所長 平成12年7月 四国財務局管財部長 平成13年6月 四国財務局退職 平成13年7月 (社)四国地区信用金庫協会 常務理事 平成15年6月 (社)四国地区信用金庫協会 退職 平成15年6月 常勤監査役（現職）	(注)5	7
監査役 (非常勤)		高岡 茂樹	昭和23年1月7日生	昭和47年4月 徳島県吏員 平成11年4月 総務部総務県民課長 平成12年4月 総務部参事 平成13年4月 議会事務局次長 平成14年4月 商工労働部次長 平成15年4月 企画総務部総合政策室長 平成17年4月 監査事務局長 平成18年3月 徳島県退職 平成18年6月 監査役（現職）	(注)4	3
計						204

(注) 1. 監査役 原口 英毅、高岡 茂樹は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2. 平成19年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から1年間

3. 平成16年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

4. 平成18年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

5. 平成19年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

6. 当行では、平成18年4月よりスタートさせた第16次長期経営計画をすすめていくにあたり、経営の意思決定から業務の執行までをスピーディかつスムーズに進めるための態勢整備として、平成18年6月29日より、執行役員制度を導入いたしております。平成19年6月28日現在の執行役員（上記記載の役員が兼務する執行役員は除く。）は次のとおりであります。

執行役員（阿南支店長兼宝田支店長）

倉敷 孝司

執行役員（証券国際部長）

高畑 修

執行役員（大阪支店長）

志摩 晴美

執行役員（営業店統括部長兼みなさまの相談室長兼業務センター長）

横手 俊夫

執行役員（高知支店長）

吉阪 佳洋

執行役員（リスク統括部長）

山川 廣一

7. 当行は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
東 憲司	昭和17年7月9日生	昭和41年4月 徳島県職員研修所主事 平成7年4月 議会事務局次長 平成8年4月 副出納長 平成12年4月 環境生活部副理事 平成13年4月 地方労働委員会事務局長 平成14年3月 徳島県退職 平成14年6月 監査役 平成18年6月 監査役退任	10

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

当行のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の透明性・公正性を確保し、経営環境の変化に迅速に対応するため、コーポレート・ガバナンスに関する組織体制を整備し、具体的な施策を実施することで、重要な経営課題のひとつとして位置付けております。

(1) 会社の機関の内容

当行の取締役会は、取締役11名により構成され、原則として毎月2回開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項やリスク管理・コンプライアンス等その他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。

常務会は、会長、頭取、取締役専務及び取締役常務執行役員により構成され、原則として週1回開催し、取締役会の決定した経営の基本方針に基づいて、全般的執行方針を確立するため経営に関する重要事項を審議し、あわせて業務執行の全般的統制を図っております。

当行は、監査役制度を採用しており、監査役3名（うち社外監査役2名）は、監査役会で策定された監査の方針及び監査計画に基づき、取締役会、常務会及びその他の重要な会議への出席や業務及び財産の状況の調査等を通じて、取締役の業務執行状況を監査しております。

(2) 内部統制システムの整備の状況

当行は、会社法第362条第4項第6号に規定する業務の適正を確保するための体制について、以下の「内部統制基本方針」を制定しております。

「内部統制基本方針」

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会の設置

当行は、取締役から構成する取締役会を設置し、取締役会は、毎月2回開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項やリスク管理・コンプライアンス等その他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する。なお、監査役は、全員取締役会に出席し、取締役の業務執行状況を監査する。

(2) コンプライアンスに重点を置いた取締役会の開催

取締役会は、毎月開催する2回のうち1回をコンプライアンスに重点を置いた取締役会として、法令等遵守状況や不祥事件等再発防止策の定着状況について、コンプライアンス委員会及び関係部からの報告を求め、その内容を審議する。

(3) コンプライアンス規程（コンプライアンス規則、コンプライアンス・プログラム、コンプライアンス・マニュアル）の制定

取締役会は、コンプライアンスの基本方針などを規定したコンプライアンス規則、コンプライアンス体制の構築と強化及びコンプライアンスの着実な実践に向けた具体的手続きを定めたコンプライアンス・プログラム及びコンプライアンス徹底のためのツールであるコンプライアンス・マニュアルからなるコンプライアンス規程を制定し、取締役が法令、定款及び当行諸規程等を遵守した行動をとるための行動規範を定める。

(4) コンプライアンス委員会の設置

取締役会は、コンプライアンス委員会を設置し、委員会は、毎月開催によりコンプライアンスに関する事項について審議・決定する。

(5) コンプライアンス統括部門の設置

取締役会は、コンプライアンス統括部門として本部にリスク統括部コンプライアンス室を設置し、コンプライアンス統括部門は、コンプライアンスに関する諸施策の立案、周知徹底、指導並びに、その進捗・徹底状況を一元的に管理する。

(6) 内部監査部門の設置

取締役会は、内部監査部門として本部に業務部門から独立した監査部を設置するとともに、内部監査規程を制定し、内部監査部門は、内部監査規程に基づき、本部並びに営業店におけるコンプライアンス態勢等の内部管理体制の適切性・有効性を検証する。

(7) コンプライアンス・アクションプログラム（行動計画）の策定

取締役会は、事業年度ごとに、コンプライアンス・アクションプログラム（行動計画）を策定し、コンプライアンス統括部門は、3ヶ月ごとに、本部並びに営業店の行動計画に基づく実施状況をモニタリングし、その結果をコンプライアンス委員会に報告する。

(8) 外部研修等への参加

取締役は、コンプライアンスに関する外部研修等に積極的に参加し、その研修内容を取締役に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 法令並びに諸規程等に基づく保存及び管理

各種会議議事録、稟議書及び契約書等の情報・文書は、法令並びに諸規程等に基づき、保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理の基本方針の制定

取締役会は、当行及び子会社の経営の健全性を確保し、各種リスクに見合った適正な収益を上げるため、リスク管理の基本方針を制定する。

(2) リスク管理規程等の制定

取締役会は、リスク管理規程・各種リスク管理規程を制定し、各種リスクを認識したうえで、リスクの種類・範囲を特定することで、リスク管理を適正に行う。

(3) リスク管理委員会の設置

取締役会は、リスク管理委員会を設置し、各種リスクを包括的に認識し、リスクをその特性に応じた適正な範囲・規模に管理することにより、リスク管理に特化した具体的実践的な事項について審議・決定する。

(4) リスク管理統括部門の設置

取締役会は、リスク管理統括部門として本部にリスク統括部を設置し、リスク管理統括部門は、各リスク管理担当部門をはじめとする本部及び営業店におけるリスク管理の状況をモニタリングし、各種リスクを統括管理する。

(5) 内部監査部門の設置

取締役会は、内部監査部門として本部に業務部門から独立した監査部を設置するとともに、内部監査規程を制定し、内部監査部門は、内部監査規程に基づき、本部並びに営業店におけるリスク管理態勢等の内部管理体制の適切性・有効性を検証する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 常務会の設置

取締役会は、会長、頭取、取締役専務及び取締役常務執行役員によって構成する常務会を設置し、取締役会の決定した経営の基本方針に基づいて、全般的執行方針を確立するため経営に関する重要事項を審議し、あわせて業務執行の全般的統制を図る。

(2) 執行役員制度の制定及び運用

取締役会は、執行役員制度を制定し、取締役（会長、頭取、代表取締役専務を除く。）から常務執行役員及び執行役員を選任するとともに、行員から執行役員を選任し、執行役員は、取締役会及び代表取締役頭取の統括の下に、業務執行の責任者として職務執行を行うことにより、経営の意思決定から業務の執行までをスピーディかつスムーズに進めるための態勢整備を図る。

(3) 分掌規程・職務権限規程の制定

取締役会は、取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的に行われるよう、分掌規程及び職務権限規程を制定する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンス規程（コンプライアンス規則、コンプライアンス・プログラム、コンプライアンス・マニュアル）の制定

取締役会は、コンプライアンスの基本方針などを規定したコンプライアンス規則、コンプライアンス体制の構築と強化及びコンプライアンスの着実な実践に向けた具体的手続きを定めたコンプライアンス・プログラム及びコンプライアンス徹底のためのツールであるコンプライアンス・マニュアルからなるコンプライアンス規程を制定し、行員が法令、定款及び就業規則をはじめとする当行諸規程等を遵守した行動をとるための行動規範を定める。

(2) コンプライアンス統括部門の設置

取締役会は、コンプライアンス統括部門として本部にリスク統括部コンプライアンス室を設置し、コンプライアンス統括部門は、コンプライアンスに関する諸施策の立案、周知徹底、指導並びに、その進捗・徹底状況を一元的に管理する。

(3) 内部監査部門の設置

取締役会は、内部監査部門として本部に業務部門から独立した監査部を設置するとともに、内部監査規程を制定し、内部監査部門は、内部監査規程に基づき、本部並びに営業店におけるコンプライアンス態勢等の内部管理体制の適切性・有効性を検証する。

(4) コンプライアンス総括責任者の設置

本部及び営業店の所属長は、コンプライアンス総括責任者となり、部下職員のコンプライアンス・マインドの啓発や部店内研修の実施、コンプライアンス・アクションプログラム（行動計画）の策定・実施等を通じて、各部店におけるコンプライアンスの徹底を図る。

(5) コンプライアンス・アクションプログラム（行動計画）の策定

本部及び営業店のコンプライアンス総括責任者は、事業年度ごとに、コンプライアンス統括部門の策定するコンプライアンス・アクションプログラム（行動計画）に沿って、各部店のコンプライアンス・アクションプログラム（行動計画）を策定する。コンプライアンス統括部門は、3ヶ月ごとに、各部店の行動計画に基づく実施状況をモニタリングし、その結果をコンプライアンス委員会に報告する。

(6) コンプライアンス研修等の実施

人事部は、事業年度ごとに、教育計画に基づいて、行員を対象としたコンプライアンス研修や管理者向けコンプライアンス・セミナー、行内一斉テストを実施する。また、本部各部は、主催する諸研修・勉強会や会議等を活用し、コンプライアンスについて積極的に討議する。本部及び営業店のコンプライアンス総括責任者は、各部店の実状を把握し、コンプライアンス・マインドの啓発のため、主体的に部店内研修を実施する。

(7) 適切な人事管理の徹底

人事部は、事故防止のため、行員の人事ローテーション基準に基づく人事異動やカウンセリング、連続休暇制度・指定休暇制度・僚店留学制度を実施する。

(8) 適切な事務管理の徹底

取締役会は、事務検査部門として本部に事務部事務管理課事務検査室を設置し、事務検査部門は、事故防止のため、営業店事務における規程やマニュアル等の遵守状況の検査と指導を実施する。

(9) 内部通報者保護規程の制定

取締役会は、内部通報者保護規程を制定し、行員等が行内に設置した通報・相談窓口に対して、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報を行った場合に、当該通報等を適正に処理し、通報者等を保護する態勢を構築する。

6. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役会及び監査役の設置

当行の子会社は、業務の決定及び執行についての相互監視が適正に行われるように、取締役会及び監査役を設置する。また、当行の取締役会は、当行の取締役または監査役を子会社の取締役または監査役に派遣し、子会社における業務及び財務の状況を定常的に監督する。

(2) 当行子会社統括部門による管理

当行の取締役会は、当行子会社統括部門として本部に企画部を設置し、企画部は、子会社から適時に業務及び財務の状況の報告を受け、子会社の統括的な管理を行う。

(3) 当行コンプライアンス統括部門による指導

当行コンプライアンス統括部門は、子会社を含めた当行グループ全体として、適正な体制が確保されるよう子会社におけるコンプライアンス体制等について指導する。

(4) 当行内部監査部門による監査

当行は、子会社と監査契約書を締結し、当行の内部監査部門は、監査契約書に基づき、子会社における業務の適正な運営を確保するため監査を実施し、かつその適正化を図るに必要な助言を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(1) 補助者の配置要請

監査役は、取締役会に対して、その職務を補助するため、補助者の配置を求めることができるものとする。

(2) 補助者の配置

取締役会は、上記①の要請があった場合、速やかに補助者を配置するものとする。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 補助者の任命・異動・人事評価・懲戒処分

取締役会は、上記(7)②の監査役補助者の配置にあたっては、就業規則に基づき、その任命・異動・人事評価・懲戒処分について、あらかじめ監査役の意見を聴取し、これを尊重するものとする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び行員等からの報告

監査役は、あらかじめ取締役と協議して、取締役または行員等から監査役会に対する報告事項を定めるとともに、当該報告事項について実効的かつ機動的な報告がなされるよう、代表取締役頭取に対して、諸規程の制定その他の行内体制の整備を求めるものとする。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役監査基準の制定

監査役は、監査役監査基準を制定し、監査役の監査の実効性を確保するため、監査にあたっての基準及び行動の指針を規定する。

(2) 監査役会の設置

当行は、監査役全員から構成される監査役会を設置し、監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、または決定する。

(3) 監査役の各種会議への出席

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及び常務会その他の重要な会議または委員会に出席できることを、取締役会において制定する各種規程に明記するとともに、各種会議への出席にあたり、必要であると認めるときは、意見を述べる。

(4) 代表取締役頭取との定期的な意見交換

監査役及び監査役会は、代表取締役頭取と定期的に会合をもち、代表取締役頭取の経営方針を確認するとともに、当行が対処すべき課題、当行を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題等について意見交換を行う。

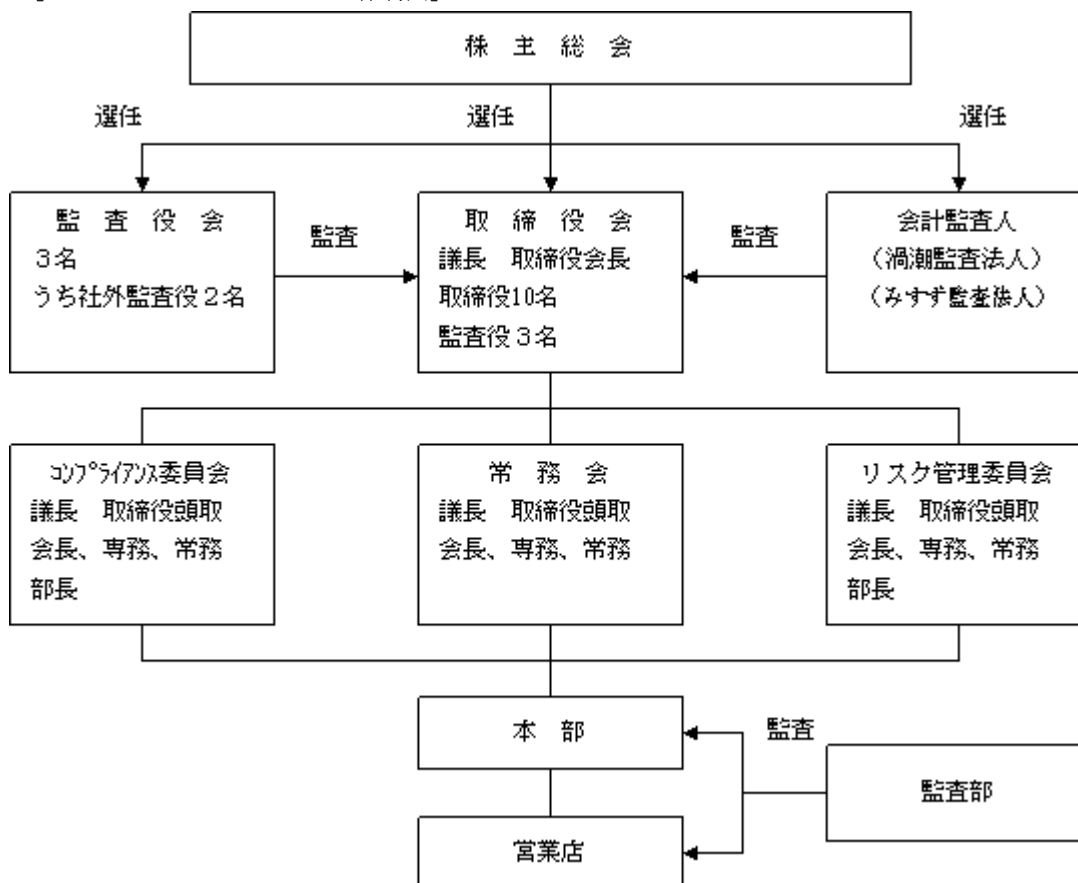
(5) 内部監査部門等との連携

監査役は、当行の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、内部監査部門等と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施する。

(6) 会計監査人との連携

監査役及び監査役会は、会計監査人と定期的に会合をもつなど、緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、効率的な監査を実施する。

[コーポレート・ガバナンスの体制図]



(3) リスク管理体制の整備の状況

リスク管理及びコンプライアンスにつきましては、全行的機関として、頭取を委員長とし、会長、取締役専務、取締役常務執行役員及び本部部長から構成する「リスク管理委員会」及び「コンプライアンス委員会」を設置し、リスク管理及びコンプライアンスに関する重要事項の協議を行い、より一層の態勢の強化に取り組んでおります。

(4) 内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

当行は、内部監査の組織として、各業務部門等の本部部門及び営業店等（以下、「被監査部門等」という。）から独立した監査部（13名）を設置し、被監査部門等における内部管理態勢等の適切性、有効性の検証することにより、内部監査を実施しております。内部監査の結果は、定期的に取り締役に報告しております。また、財務報告プロセスの適正性の評価に着手するなど、内部管理体制の充実・強化に取り組んでおります。

監査役監査の組織として、監査役会制度を採用し、社外監査役2名を含む監査役3名が独立して、取締役に対する業務監査及び会計監査を実施しております。なお、監査役3名は常に取締役会に出席し、必要に応じて意見を申述しております。また、会計監査の立会いをはじめ、会計監査人と積極的な意見交換を行い緊密な連携を保っております。

当行の会計監査業務を執行した公認会計士は、渦潮監査法人に所属する藤江駿吉（継続監査年数16年）、竹内洋一及びみすず監査法人（旧法人名：中央青山監査法人）に所属する木村幸彦、松嶋康介の合計4名であります。当行の会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士8名、会計士補等2名、その他3名であります。なお、継続監査年数には、改正公認会計士法施行（平成14年4月1日）前の期間を含んでおります。また、会計監査人である渦潮監査法人並びにみすず監査法人からは、通常の財務諸表監査のほか、財務報告に関する内部統制手続きの構築について適宜アドバイスを受けております。

(5) 役員報酬の内容

当行の取締役及び監査役に対する報酬の内容は以下のとおりであります。

区 分	報酬等 (百万円)	株主総会で定められた報酬限度額
取締役	305	年額2億1,000万円以内 (ただし、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する報酬等は含まない。)
監査役	44	年額5,000万円以内
計	350	

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する報酬等61百万円が含まれております。
3. 取締役及び監査役の報酬等には、平成18年6月29日付で退任した役員に対する報酬等85百万円（取締役1名に対し78百万円、監査役1名に対し7百万円）及び当事業年度中に役員賞与引当金として計上した32百万円（取締役11名に対し26百万円、監査役3名に対し6百万円）が含まれております。
4. 取締役及び監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第113期定時株主総会において決議いただいております。
5. 取締役及び監査役に対する退職慰労金及び役員賞与金の金額は、以下のとおりとなっております。

区 分	退職慰労金 (百万円)	役員賞与金 (百万円)
取締役	69	66
監査役	5	12
計	74	79

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 退職慰労金は、平成18年6月29日付で退任した取締役1名及び監査役1名に対する退職慰労金であります。
3. 取締役の役員賞与金には、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する報酬等13百万円が含まれております。
4. 取締役及び監査役の役員賞与金には、平成18年6月29日付で退任した役員に対する役員賞与5百万円（取締役1名に対し4百万円、監査役1名に対し0百万円）及び当事業年度中に役員賞与引当金として計上した32百万円（取締役11名に対し26百万円、監査役3名に対し6百万円）が含まれております。

(6) 監査報酬の内容

当行が渦潮監査法人及びみすず監査法人と締結した公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の額は以下のとおりであります。

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等 (百万円)	その他
渦潮監査法人 指定社員 藤江駿吉 指定社員 竹内洋一	8	(注2)
みすず監査法人 指定社員 木村幸彦 指定社員 松嶋康介	7	(注2) (注4)
計	16	

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 会計監査人が対価を得て行う非監査業務については、該当事項はありません。
3. みすず監査法人は、平成18年9月1日をもって、中央青山監査法人から名称を変更しております。

4. 当行の会計監査人でありました中央青山監査法人（平成18年9月1日をもって、みずず監査法人に名称変更）は、平成18年5月10日付で金融庁より平成18年7月1日から平成18年8月31日までの2ヶ月間の業務停止命令を受けております。これに伴い、同監査法人は、平成18年6月29日開催の第113期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任し、同定時株主総会の決議により、平成18年9月1日をもって、会計監査人に就任しております。
5. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、16百万円であります。なお、当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(7) 取締役の定数

当行の取締役は、12名以内とする旨定款に定めております。

(8) 中間配当金としての剰余金の配当の決定機関

当行は、中間配当金としての剰余金の配当について、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨、定款に定めております。これは、中間配当金としての剰余金の配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

ただし、前連結会計年度（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）は改正前の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）は改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

ただし、前事業年度（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）は改正前の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）は改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 当連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）及び当事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）は、連結株主資本等変動計算書及び株主資本等変動計算書の作成初年度であるため、前連結会計年度及び前事業年度との対比は行っておりません。

4. 証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）の連結財務諸表及び前事業年度（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）の財務諸表については渦潮監査法人及び中央青山監査法人により監査証明を受け、また、当連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の連結財務諸表及び当事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の財務諸表については、渦潮監査法人及びみずほ監査法人により監査証明を受けております。

なお、中央青山監査法人は平成18年9月1日をもって法人名称をみずほ監査法人に変更しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金		22,406	1.97	19,026	1.64
コールローン及び買入手形		27,703	2.43	35,684	3.08
買入金銭債権		80	0.00	60	0.01
商品有価証券		600	0.05	487	0.04
金銭の信託		3,039	0.27	2,960	0.26
有価証券	※6, 14	252,096	22.13	253,843	21.91
貸出金	※1, 2, 3, 4, 5, 7	809,206	71.04	826,319	71.34
外国為替	※5	3,844	0.34	1,938	0.17
その他資産	※6, 8	6,691	0.59	6,029	0.52
動産不動産	※6, 9, 10, 11	13,083	1.15	—	—
有形固定資産	※10, 11	—	—	13,472	1.16
建物		—		3,744	
土地	※9	—		7,868	
建設仮勘定		—		788	
その他の有形固定資産		—		1,070	
無形固定資産		—	—	1,378	0.12
ソフトウェア		—		1,313	
その他の無形固定資産		—		64	
繰延税金資産		4,160	0.37	3,062	0.26
支払承諾見返	※14	9,235	0.81	8,548	0.74
貸倒引当金		△13,105	△1.15	△14,463	△1.25
投資損失引当金		△36	△0.00	△48	△0.00
資産の部合計		1,139,007	100.00	1,158,303	100.00

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金		1,015,498	89.16	1,031,531	89.06
譲渡性預金		24,160	2.12	26,980	2.33
コールマネー及び売渡手形		2,466	0.22	2,951	0.25
借入金	※6, 12	7,698	0.68	7,582	0.66
外国為替		6	0.00	37	0.00
その他負債		6,169	0.54	4,134	0.36
役員賞与引当金		—	—	41	0.00
退職給付引当金		625	0.05	7	0.00
役員退職慰労引当金		—	—	461	0.04
預金払戻損失引当金		—	—	44	0.00
再評価に係る繰延税金負債	※9	1,360	0.12	1,292	0.11
支払承諾	※14	9,235	0.81	8,548	0.74
負債の部合計		1,067,220	93.70	1,083,613	93.55
(少数株主持分)					
少数株主持分		370	0.03	—	—
(資本の部)					
資本金		11,036	0.97	—	—
資本剰余金		9,529	0.84	—	—
利益剰余金		44,382	3.90	—	—
土地再評価差額金	※9	1,405	0.12	—	—
その他有価証券評価差額金		5,208	0.46	—	—
自己株式	※13	△144	△0.02	—	—
資本の部合計		71,417	6.27	—	—
負債、少数株主持分及び資本の部合計		1,139,007	100.00	—	—

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
資本金		—	—	11,036	0.95
資本剰余金		—	—	9,534	0.82
利益剰余金		—	—	46,036	3.98
自己株式		—	—	△150	△0.01
株主資本合計		—	—	66,456	5.74
その他有価証券評価差額金		—	—	6,308	0.55
繰延ヘッジ損益		—	—	△1	0.00
土地再評価差額金	※9	—	—	1,303	0.11
評価・換算差額等合計		—	—	7,611	0.66
少数株主持分		—	—	621	0.05
純資産の部合計		—	—	74,689	6.45
負債及び純資産の部合計		—	—	1,158,303	100.00

②【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		32,069	100.00	29,876	100.00
資金運用収益		25,544		25,355	
貸出金利息		20,708		20,919	
有価証券利息配当金		4,494		4,058	
コールローン利息及び買 入手形利息		136		116	
買現先利息		1		1	
預け金利息		3		9	
その他の受入利息		200		250	
役務取引等収益		2,766		2,914	
その他業務収益		133		186	
その他経常収益		3,624		1,420	
経常費用		24,922	77.72	25,557	85.55
資金調達費用		1,343		2,216	
預金利息		644		1,403	
譲渡性預金利息		18		70	
コールマネー利息及び売 渡手形利息		119		173	
借入金利息		200		187	
その他の支払利息		361		381	
役務取引等費用		1,918		1,860	
その他業務費用		103		328	
営業経費		14,884		13,906	
その他経常費用		6,673		7,245	
貸倒引当金繰入額		569		3,121	
その他の経常費用	※ 1	6,103		4,123	
経常利益		7,146	22.28	4,318	14.45

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
特別利益		882	2.75	589	1.97
固定資産処分益		—		0	
償却債権取立益		882		589	
特別損失		937	2.92	437	1.46
動産不動産処分損		110		—	
固定資産処分損		—		46	
減損損失	※2	375		7	
その他の特別損失	※3	451		383	
税金等調整前当期純利益		7,091	22.11	4,471	14.96
法人税、住民税及び事業税		1,723	5.37	1,895	6.34
法人税等調整額		1,736	5.41	295	0.99
少数株主利益 (△は少数株主損失)		△310	△0.97	75	0.25
当期純利益		3,941	12.29	2,204	7.38

③【連結剰余金計算書及び連結株主資本等変動計算書】

(連結剰余金計算書)

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高		7,314
資本剰余金増加高		2,215
増資による新株の発行		2,215
自己株式処分差益		0
資本剰余金期末残高		9,529
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高		40,944
利益剰余金増加高		3,977
当期純利益		3,941
土地再評価差額金取崩額		35
利益剰余金減少高		539
配当金		502
役員賞与		36
利益剰余金期末残高		44,382

(連結株主資本等変動計算書)

当連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高 (百万円)	11,036	9,529	44,382	△144	64,803
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)			△307		△307
剰余金の配当			△307		△307
役員賞与(注)			△36		△36
当期純利益			2,204		2,204
自己株式の取得				△26	△26
自己株式の処分		4		21	26
土地再評価差額金の取崩			101		101
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純 額)					—
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	—	4	1,653	△5	1,653
平成19年3月31日残高 (百万円)	11,036	9,534	46,036	△150	66,456

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	5,208	—	1,405	6,613	370	71,787
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当(注)						△307
剰余金の配当						△307
役員賞与(注)						△36
当期純利益						2,204
自己株式の取得						△26
自己株式の処分						26
土地再評価差額金の取崩						101
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純 額)	1,100	△1	△101	997	251	1,249
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	1,100	△1	△101	997	251	2,902
平成19年3月31日残高 (百万円)	6,308	△1	1,303	7,611	621	74,689

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		7,091	4,471
減価償却費		2,709	1,057
減損損失		375	7
貸倒引当金の増減 (△) 額		△1,279	1,357
投資損失引当金の増減 (△) 額		9	12
役員賞与引当金の増減 (△) 額		—	41
退職給付引当金の増減 (△) 額		△366	△618
役員退職慰労引当金の 増減 (△) 額		—	453
預金払戻損失引当金の 増減 (△) 額		—	44
資金運用収益		△25,544	△25,355
資金調達費用		1,343	2,216
有価証券関係損益 (△)		△671	△617
金銭の信託の運用損益 (△)		△15	78
為替差損益 (△)		△803	△62
動産不動産処分損益 (△)		110	—
固定資産処分損益 (△)		—	46
貸出金の純増 (△) 減		△14,328	△17,112
預金の純増減 (△)		△354	16,033
譲渡性預金の純増減 (△)		△5,260	2,820
借入金 (劣後特約付借 入金を除く) の純増減 (△)		1,337	△115
預け金 (日銀預け金を 除く) の純増(△)減		507	9

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
コールローン等の純増 (△) 減		323	△7,961
コールマネー等の純増 減 (△)		319	484
外国為替 (資産) の純 増 (△) 減		△95	1,906
外国為替 (負債) の純 増減 (△)		△12	31
資金運用による収入		25,637	25,003
資金調達による支出		△1,704	△1,711
その他		2,183	△2,873
小計		△8,489	△355
法人税等の支払額		△1,864	△1,499
営業活動によるキャッシ ュ・フロー		△10,354	△1,855
II 投資活動によるキャッシ ュ・フロー			
有価証券の取得による 支出		△53,884	△65,670
有価証券の売却による 収入		16,878	33,414
有価証券の償還による 収入		34,610	32,740
金銭の信託の増加によ る支出		—	△4,000
金銭の信託の減少によ る収入		4,000	4,000
動産不動産の取得によ る支出		△457	—
有形固定資産の取得に よる支出		—	△1,807
動産不動産の売却によ る収入		405	—
有形固定資産の売却に よる収入		—	163
その他		△1,423	—
投資活動によるキャッシ ュ・フロー		127	△1,159

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式の発行による収入		4,435	—
配当金支払額		△502	△613
少数株主への配当金支払額		△2	△0
自己株式の取得による支出		△72	△26
自己株式の売却による収入		1	36
少数株主への株式売却による収入		—	219
財務活動によるキャッシュ・フロー		3,859	△384
Ⅳ 現金及び現金同等物に係る換算差額		20	28
Ⅴ 現金及び現金同等物の増減(△)額		△6,346	△3,370
Ⅵ 現金及び現金同等物の期首残高		24,273	17,927
Ⅶ 現金及び現金同等物の期末残高		17,927	14,556

[次へ](#)

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 4社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 4社 同左</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	該当ありません。	該当ありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <p>3月末日 4社</p>	<p>連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <p>3月末日 4社</p>
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。</p>	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左</p>
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 同左</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：7年～39年 動産：3年～20年 連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>② ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：7年～50年 動産：3年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。</p>
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,982百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,470百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準 同左</p>
	<p>—————</p>	<p>(7) 役員賞与引当金の計上基準</p> <p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少としておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は41百万円増加し、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、前払年金費用289百万円は、「その他資産」に含めて表示しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p>
		<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当行は従来、役員退職慰労金は、支出時の費用としておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号平成17年11月29日）により役員賞与が引当金計上を含め費用処理することとなったことをはじめ、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査第一委員会報告第42号）の改正（平成19年4月13日）を受け、当連結会計年度から内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。この変更により、当連結会計年度発生額69百万円は営業経費に計上し、過年度対応額383百万円はその他の特別損失に計上しております。これにより、従来の方法に比べ経常利益は69百万円、税金等調整前当期純利益は453百万円減少しております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>なお、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査第一委員会報告第42号)の平成19年4月13日の改正を受け、当該変更を行ったため、当中間連結会計期間は従来の方によっております。従って、当中間連結会計期間は、変更後の方法によった場合と比べて経常利益は34百万円、税金等調整前中間純利益は418百万円多く計上されております。</p>
	<p>—————</p>	<p>(10) 預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、負債計上を中止した預金の預金者からの払戻請求に対しましては、払戻時に費用として処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査第一委員会報告第42号)の改正を受け、当連結会計年度から、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を預金払戻損失引当金として計上しております。これにより、従来の方方法に比べ営業経費は44百万円増加し、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。</p>
	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債は該当ありません。</p>	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同左</p>
	<p>(12) リース取引の処理方法</p> <p>当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(12) リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(13) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を実施しております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(13) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>
	<p>(14) 消費税等の会計処理</p> <p>当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(14) 消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	<p>連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。</p>	<p>同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
6. 連結調整勘定の償却に関する事項	該当ありません。	—————
7. のれん及び負ののれんの償却に関する事項	—————	該当ありません。
8. 利益処分項目の取扱い等に関する事項	連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。	—————
9. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）を当連結会計年度から適用しております。これにより税金等調整前当期純利益は375百万円減少しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p> <p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は74,068百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>

表示方法の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>これにより、従来の「動産不動産」中の土地建物動産については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」として、建設仮払金については「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産」中の保証金権利金のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は、「その他資産」として表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」の「ソフトウェア」に表示しております。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分損益(△)」は、連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>

[次へ](#)

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,215百万円、延滞債権額は46,046百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は186百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,460百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、53,910百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は17,753百万円であります。</p>	<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,088百万円、延滞債権額は36,840百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は243百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,088百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、48,261百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は18,565百万円であります。</p>

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)												
<p>※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table data-bbox="137 277 692 405"> <tr> <td>有価証券</td> <td>9,614百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金（日本銀行借入の為）</td> <td>－百万円</td> </tr> </table> <p>為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券27,112百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち、保証金権利金は536百万円であります。</p> <p>※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、131,126百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が130,156百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※8. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。</p> <p>なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は7百万円、繰延ヘッジ利益の総額は0百万円であります。</p>	有価証券	9,614百万円	担保資産に対応する債務		借入金（日本銀行借入の為）	－百万円	<p>※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table data-bbox="766 277 1321 405"> <tr> <td>有価証券</td> <td>9,609百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金（日本銀行借入の為）</td> <td>－百万円</td> </tr> </table> <p>為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券26,733百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は345百万円あります。</p> <p>※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、143,827百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が141,205百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	9,609百万円	担保資産に対応する債務		借入金（日本銀行借入の為）	－百万円
有価証券	9,614百万円												
担保資産に対応する債務													
借入金（日本銀行借入の為）	－百万円												
有価証券	9,609百万円												
担保資産に対応する債務													
借入金（日本銀行借入の為）	－百万円												

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
<p>※9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格で（自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って）再評価しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △2,270百万円</p> <p>※10. 動産不動産の減価償却累計額 11,401百万円</p> <p>※11. 動産不動産の圧縮記帳額 136百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金7,000百万円が含まれております。</p> <p>※13. 連結会社が保有する当行の株式の数は、普通株式184,038株であります。</p> <p>_____</p>	<p>※9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格で（自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って）再評価しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △2,606百万円</p> <p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 11,787百万円</p> <p>※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 136百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金7,000百万円が含まれております。</p> <p>_____</p> <p>※14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,120百万円であります。</p>

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																								
<p>※1. その他の経常費用には、貸出金償却3,278百万円及び株式等償却20百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額375百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="97 645 692 779"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稼働資産</td> <td>営業用店舗</td> <td>徳島県内</td> <td>65百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>土地・建物</td> <td>徳島県内</td> <td>291百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>土地・建物</td> <td>香川県内</td> <td>18百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行は、営業用店舗については、営業店（または各グループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（または各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。また、連結子会社は、各社をグルーピングの単位としております。なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、「不動産鑑定評価基準」に基づき算出しております。</p> <p>※3. その他の特別損失は、リース事業部門の会社分割及び株式譲渡による譲渡損451百万円であります。</p>	用途	種類	場所	減損損失	稼働資産	営業用店舗	徳島県内	65百万円	遊休資産	土地・建物	徳島県内	291百万円	遊休資産	土地・建物	香川県内	18百万円	<p>※1. その他の経常費用には、貸出金償却2,904百万円、貸出債権流動化・売却損643百万円及び株式等償却185百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 当連結会計年度において、営業用店舗のうち、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（7百万円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物2百万円及びその他の有形固定資産5百万円であります。</p> <table border="1" data-bbox="729 645 1308 719"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稼働資産</td> <td>営業用店舗</td> <td>兵庫県内</td> <td>7百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行は、営業用店舗については、営業店（または各グループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（または各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。また、連結子会社は、各社をグルーピングの単位としております。なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物及びその他の有形固定資産については、「不動産鑑定評価基準」に基づき算出しております。</p> <p>※3. その他の特別損失は、役員退職慰労引当金繰入額（過年度分）383百万円であります。</p>	用途	種類	場所	減損損失	稼働資産	営業用店舗	兵庫県内	7百万円
用途	種類	場所	減損損失																						
稼働資産	営業用店舗	徳島県内	65百万円																						
遊休資産	土地・建物	徳島県内	291百万円																						
遊休資産	土地・建物	香川県内	18百万円																						
用途	種類	場所	減損損失																						
稼働資産	営業用店舗	兵庫県内	7百万円																						

(連結株主資本等変動計算書関係)

I 当連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	77,403	—	—	77,403	
合計	77,403	—	—	77,403	
自己株式					
普通株式	184	33	43	173	(注)
合計	184	33	43	173	

(注) 普通株式の自己株式の増加33千株は単元未満株式の買取請求による買取りであり、自己株式の減少43千株は単元未満株式の売渡請求による売渡し2千株及び連結子会社保有株式の市場売却41千株であります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	309	4.00	平成18年3月31日	平成18年6月30日
平成18年11月20日 取締役会	普通株式	308	4.00	平成18年9月30日	平成18年12月8日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	308	利益剰余金	4.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																
<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <p>平成18年3月31日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">22,406</td> </tr> <tr> <td>日本銀行への預け金以外の預け金</td> <td style="text-align: right;">△4,479</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">17,927</td> </tr> </table> <p>2. リース事業部門の会社分割及び株式譲渡に伴い連結の対象から分離した資産及び負債</p> <p>会社分割により新設したオリックス徳島株式会社(以下「新会社」という。)に承継させた資産及び負債は次のとおりであります。また、この分割に伴い減少した現金及び現金同等物は該当ございません。なお、分割後に新会社の株式の95%をオリックス株式会社に譲渡しており、この株式の譲渡に伴う収入は362百万円であります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">資産</td> <td style="text-align: right;">9,928百万円</td> </tr> <tr> <td>負債</td> <td style="text-align: right;">9,696百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	22,406	日本銀行への預け金以外の預け金	△4,479	現金及び現金同等物	17,927	資産	9,928百万円	負債	9,696百万円	<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <p>平成19年3月31日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">19,026</td> </tr> <tr> <td>日本銀行への預け金以外の預け金</td> <td style="text-align: right;">△4,469</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">14,556</td> </tr> </table> <p>2. —————</p>	現金預け金勘定	19,026	日本銀行への預け金以外の預け金	△4,469	現金及び現金同等物	14,556
現金預け金勘定	22,406																
日本銀行への預け金以外の預け金	△4,479																
現金及び現金同等物	17,927																
資産	9,928百万円																
負債	9,696百万円																
現金預け金勘定	19,026																
日本銀行への預け金以外の預け金	△4,469																
現金及び現金同等物	14,556																

[次へ](#)

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>																		
<p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 該当ありません。</p> <p>(貸手側)</p> <p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">取得価額</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">その他資産</td> <td style="text-align: right;">一百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却累計額</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">その他資産</td> <td style="text-align: right;">一百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">年度末残高</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">その他資産</td> <td style="text-align: right;">一百万円</td> </tr> </table> <p>・未経過リース料年度末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">一百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">一百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">一百万円</td> </tr> </table> <p>・当連結会計年度の受取リース料 2,169百万円</p> <p>・減価償却費 1,556百万円</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 該当ありません。</p> <p>(注) 「第一部 企業情報 第1企業の概況 3事業の内容」に記載のとおり、リース事業の会社分割及び譲渡があったことにより、平成17年9月までの受取リース料及び減価償却費を計上しております。</p>	取得価額		その他資産	一百万円	減価償却累計額		その他資産	一百万円	年度末残高		その他資産	一百万円	1年内	一百万円	1年超	一百万円	合計	一百万円	<p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 該当ありません。</p> <p>(貸手側)</p> <p>1. _____</p> <p>2. _____</p>
取得価額																			
その他資産	一百万円																		
減価償却累計額																			
その他資産	一百万円																		
年度末残高																			
その他資産	一百万円																		
1年内	一百万円																		
1年超	一百万円																		
合計	一百万円																		

[次へ](#)

(有価証券関係)

- ※1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。なお、当連結会計年度においては、「買入金銭債権」も含めて記載しております。
- ※2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前連結会計年度

1. 売買目的有価証券（平成18年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	600	△2

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成18年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
国債	—	—	—	—	—
地方債	9,085	9,205	119	120	1
短期社債	—	—	—	—	—
社債	7,838	7,807	△30	12	42
その他	7,608	7,519	△89	13	102
合計	24,533	24,532	△0	146	146

- (注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成18年3月31日現在）

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株式	15,198	24,341	9,142	9,352	209
債券	153,044	150,841	△2,203	451	2,654
国債	74,812	73,381	△1,430	167	1,598
地方債	25,054	24,507	△546	36	583
短期社債	—	—	—	—	—
社債	53,177	52,951	△225	247	473
その他	46,244	48,228	1,984	2,530	545
合計	214,487	223,411	8,924	12,334	3,410

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
その他有価証券	17,030	513	21

5. 時価のない有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額（平成18年3月31日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券	1,650
その他有価証券	
非上場株式	2,086
私募社債（無担保）	415

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成18年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	21,104	75,272	52,050	21,402
国債	4,237	24,226	23,514	21,402
地方債	1,289	13,053	19,250	—
短期社債	—	—	—	—
社債	15,577	37,992	9,285	—
その他	4,349	21,631	15,496	1,227
合計	25,454	96,904	67,546	22,630

II 当連結会計年度

1. 売買目的有価証券（平成19年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
売買目的有価証券	487	△0

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
国債	—	—	—	—	—
地方債	7,739	7,847	107	108	0
短期社債	—	—	—	—	—
社債	7,401	7,431	29	55	26
その他	8,663	8,622	△41	32	73
合計	23,805	23,901	96	196	100

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	15,612	23,459	7,847	7,976	129
債券	150,102	149,241	△860	673	1,534
国債	78,560	77,813	△746	387	1,134
地方債	28,833	28,703	△130	86	216
短期社債	—	—	—	—	—
社債	42,708	42,725	16	199	182
その他	48,103	51,857	3,753	4,376	623
合計	213,818	224,557	10,739	13,025	2,286

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	33,951	1,285	263

5. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成19年3月31日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券	
私募社債	2,010
その他有価証券	
非上場株式	2,170
私募社債	1,300
信託受益権	60

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成19年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超（百万円）
債券	11,351	71,903	61,108	23,329
国債	1,193	26,273	27,016	23,329
地方債	1,488	10,251	24,703	—
短期社債	—	—	—	—
社債	8,669	35,378	9,388	—
その他	12,719	17,945	10,150	—
合計	24,070	89,848	71,258	23,329

[次へ](#)

(金銭の信託関係)

I. 前連結会計年度

1. 運用目的の金銭の信託 (平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	3,039	45

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成18年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成18年3月31日現在)

該当ありません。

II. 当連結会計年度

1. 運用目的の金銭の信託 (平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	2,960	△23

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成19年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I. 前連結会計年度

○ その他有価証券評価差額金 (平成18年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	8,924
その他有価証券	8,924
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	3,608
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	5,315
(△)少数株主持分相当額	106
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	5,208

II. 当連結会計年度

○ その他有価証券評価差額金（平成19年3月31日現在）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	10,739
その他有価証券	10,739
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	4,342
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	6,396
(△)少数株主持分相当額	87
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	6,308

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

I. 前連結会計年度

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行が、取り扱っているデリバティブ取引等（金融派生商品取引および先物外国為替取引）として以下のようなものがあります。

- ① 先物取引……………債券先物、株価指数先物、金利先物
- ② オプション取引…債券店頭オプション、株価指数オプション、債券先物オプション
- ③ 先渡取引……………為替予約
- ④ スワップ取引……金利スワップ、通貨スワップ

(2) 取引に対する取組方針

当行は、お客さまの多種、多様のニーズにお応えするため、また自己のトレーディング（短期的に収益を追求する目的）やヘッジ目的のために、いわゆるデリバティブ取引のオフバランス取引を活用しております。

(3) 取引の利用目的

当行では、トレーディングにおいてデリバティブを効率的に活用することにより、顧客ニーズに対する対応力やトレーディング・ポジションの運用力向上を図っております。

（先物取引、オプション取引）

また、オプション取引のうち債券店頭オプションについては、債券のヘッジ取引としても利用しているほか、為替予約、通貨スワップ、金利スワップについては、ヘッジ取引に限定して利用しています。

（為替予約は顧客の輸出入予約のヘッジ取引、通貨スワップはインパクトローンのヘッジ取引、金利スワップは貸出金・有価証券のヘッジ取引部分）

(4) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引等は、市場リスクと信用リスクを内包しております。市場リスクは、取引対象物の将来の市場価格の変動とデリバティブ固有のボラティリティー（予想相場変動率）等の将来の変動によって損失を被る可能性であり、信用リスクは、取引の相手方がデフォルト等により当初の契約どおりに取引を履行できなくなった場合に損失を被る可能性であります。

なお、当行は、取引の対象物の価格変動に対する当該取引の時価の変動率が大きい特殊な取引（レバレッジのきいたデリバティブ取引等）は利用しておりません。

(5) 取引に係るリスク管理体制

当行のリスク管理は、経営上多額の損失を被ることがないよう、資産・負債に対してリスク回避のため効果的なデリバティブ取引等の利用がなされているか、また、取引限度額を超えた単独のデリバティブ取引等が存在していないか等を重点に行われております。

当行では、「職務権限規程」及び「有価証券運用規程」、「有価証券等運用方針」、「リスク管理規程」に基づいてデリバティブ取引等が行われております。具体的には、ポジション枠の設定、ロス・カット・ルールの設定等によってリスクを一定の範囲内で管理できるように規程・方針を定めております。さらに、金融情勢の急激な変動に対応するため、規程・方針については、毎期見直しを行っております。

日常におけるデリバティブ取引等のチェックは、フロントオフィス（取引部門）とバックオフィス（事務部門）とに分離するとともに、リスク管理部門としてミドルオフィスを設置することによって、相互牽制が働く体制を構築しております。ミドルオフィスは、デリバティブ取引等に係るリスクの把握・計量・分析の他、各種規程等の遵守状況やポジションの管理、損益状況の把握等のモニタリングを実施しております。

また、担当部内において取引の精査・検証を毎月検査担当者を替えて実施しているほか、監査部門による検査及び監査を定期的に行っております。

当行で毎月開催されるリスク管理委員会においては、当該月におけるデリバティブ取引等の状況（デリバティブ取引契約残高、売買高、含み損益、実現損益、ヘッジの場合の対象物の状況等）が報告され、またそれについての検討・分析が行われております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成18年3月31日現在）

該当ありません。

(2) 通貨関連取引（平成18年3月31日現在）

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	16,682	—	△179	△179
	買建	7,683	—	108	108
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△71	△71

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成18年3月31日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成18年3月31日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成18年3月31日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成18年3月31日現在）

該当ありません。

II. 当連結会計年度

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行が、取り扱っているデリバティブ取引等（金融派生商品取引および先物外国為替取引）として以下のようなものがあります。

- ① 先物取引……………債券先物、株価指数先物、金利先物
- ② オプション取引…債券店頭オプション、株価指数オプション、債券先物オプション
- ③ 先渡取引……………為替予約
- ④ スワップ取引……………金利スワップ、通貨スワップ

(2) 取引に対する取組方針

当行は、お客さまの多種、多様のニーズにお応えするため、また自己のトレーディング（短期的に収益を追求する目的）やヘッジ目的のために、いわゆるデリバティブ取引のオフバランス取引を活用しております。

(3) 取引の利用目的

当行では、トレーディングにおいてデリバティブを効率的に活用することにより、顧客ニーズに対する対応力やトレーディング・ポジションの運用力向上を図っております。

（先物取引、オプション取引）

また、オプション取引のうち債券店頭オプションについては、債券のヘッジ取引としても利用しているほか、為替予約、通貨スワップ、金利スワップについては、ヘッジ取引に限定して利用しています。

（為替予約は顧客の輸出入予約のヘッジ取引、通貨スワップはインパクトローンのヘッジ取引、金利スワップは貸出金・有価証券のヘッジ取引部分）

(4) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引等は、市場リスクと信用リスクを内包しております。市場リスクは、取引対象物の将来の市場価格の変動とデリバティブ固有のボラティリティー（予想相場変動率）等の将来の変動によって損失を被る可能性であり、信用リスクは、取引の相手方がデフォルト等により当初の契約どおりに取引を履行できなくなった場合に損失を被る可能性であります。

なお、当行は、取引の対象物の価格変動に対する当該取引の時価の変動率が大きい特殊な取引（レバレッジのきいたデリバティブ取引等）は利用しておりません。

(5) 取引に係るリスク管理体制

当行のリスク管理は、経営上多額の損失を被ることがないように、資産・負債に対してリスク回避のため効果的なデリバティブ取引等の利用がなされているか、また、取引限度額を超えた単独のデリバティブ取引等が存在していないか等を重点に行われております。

当行では、「職務権限規程」及び「有価証券運用規程」、「有価証券等運用方針」、「リスク管理規程」に基づいてデリバティブ取引等が行われております。具体的には、ポジション枠の設定、ロス・カット・ルールの設定等によってリスクを一定の範囲内で管理できるように規程・方針を定めております。さらに、金融情勢の急激な変動に対応するため、規程・方針については、毎期見直しを行っております。

日常におけるデリバティブ取引等のチェックは、フロントオフィス（取引部門）とバックオフィス（事務部門）とに分離し、相互牽制が働く体制を構築しております。バックオフィスは、デリバティブ取引等に係るリスクの把握・計量・分析の他、各種規程等の遵守状況やポジションの管理、損益状況の把握等のモニタリングを実施しております。

また、担当部内において取引の精査・検証を毎月検査担当者を替えて実施しているほか、監査部門による検査及び監査を定期的に行っております。

当行で毎月開催されるリスク管理委員会においては、当該月におけるデリバティブ取引等の状況が報告され、またそれについての検討・分析が行われております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

(2) 通貨関連取引（平成19年3月31日現在）

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建	11,578	168	102	102
	買建	5,457	189	9	9
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	111	111

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

[次へ](#)

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、従来から採用していた厚生年金基金、適格年金、退職一時金のうち、一部を平成16年3月31日に企業年金基金に移行し、残額は平成16年4月1日に確定拠出年金及び前払退職金制度に移行しております。

2. 退職給付債務に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
	金額 (百万円)	金額 (百万円)
(A) 退職給付債務	△4,576	△4,292
(B) 年金資産	6,973	5,726
(C) 未積立退職給付債務 (A) + (B)	2,397	1,434
(D) 会計基準変更時差異の未処理額	—	—
(E) 未認識数理計算上の差異	△2,869	△1,061
(F) 未認識過去勤務債務	△153	△90
(G) 連結貸借対照表計上額純額 (C) + (D) + (E) + (F)	△625	282
(H) 前払年金費用	—	289
(I) 退職給付引当金 (G) - (H)	△625	△7

(注) 1. 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。

2. 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
	金額 (百万円)	金額 (百万円)
(A) 勤務費用	164	160
(B) 利息費用	114	114
(C) 期待運用収益	△44	△63
(D) 過去勤務債務の費用処理額	△62	△62
(E) 数理計算上の差異の費用処理額	19	△483
(F) 会計基準変更時差異の費用処理額	—	—
(G) 退職給付費用 (A) + (B) + (C) + (D) + (E) + (F)	192	△333
(H) その他	62	59
計 (G) + (H)	255	△274

(注) 1. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

2. 「(H)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額及び前払退職金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
(1) 割引率	2.5%	2.5%
(2) 期待運用収益率	2.5%	2.5%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	5年 (その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により損益処理)	同左
(5) 数理計算上の差異の処理年数	主として5年 (各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしている。)	同左

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
百万円	百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	貸倒引当金損金算入限度超過額
6,222	6,653
退職給付引当金損金算入限度超過額	退職給付引当金損金算入限度超過額
254	1
減価償却費損金算入限度超過額	減価償却費損金算入限度超過額
741	655
未払事業税	未払事業税
78	83
有価証券評価損損金不算入額	有価証券評価損損金不算入額
287	327
連結会社間内部利益消去	連結会社間内部利益消去
△3	△3
その他	その他
1,175	1,150
繰延税金資産小計	繰延税金資産小計
8,756	8,868
評価性引当額	評価性引当額
△987	△1,462
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
7,769	7,405
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金	その他有価証券評価差額金
△3,608	△4,342
繰延税金負債合計	繰延税金負債合計
△3,608	△4,342
繰延税金資産純額	繰延税金資産純額
4,160	3,062
2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率	法定実効税率
40.4%	40.4%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目	交際費等永久に損金に算入されない項目
0.5%	0.7%
法人税等の税額控除によるもの	受取配当金等永久に益金に算入されない項目
△1.3%	△3.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	評価性引当額
△2.2%	10.6%
評価性引当額	土地再評価差額金取崩
13.9%	1.5%
土地再評価差額金取崩	その他
△1.1%	0.6%
その他	税効果会計適用後の法人税等の負担率
△1.4%	48.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	
48.8%	

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当ありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他の事 業(百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	28,714	2,862	492	32,069	—	32,069
(2) セグメント間の内部経常収益	145	5	5	157	(157)	—
計	28,860	2,868	498	32,226	(157)	32,069
経常費用	21,988	2,574	422	24,986	(63)	24,922
経常利益	6,871	293	75	7,240	(94)	7,146
II 資産・減価償却費、減損損失及び資本的支出						
資産	1,138,111	—	3,211	1,141,323	(2,315)	1,139,007
減価償却費	1,115	1,593	0	2,709	—	2,709
減損損失	375	—	—	375	—	375
資本的支出	2,671	1,423	—	4,095	—	4,095

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容は、次のとおりであります。

(1) 銀行業 …………… 銀行業

(2) リース業 …………… リース業

(3) その他の事業 …… クレジットカード業、ベンチャーキャピタル業

3. 前連結会計年度のリース業は、「第一部 企業情報 第1企業の概況 3事業の内容」に記載の通りリース事業の会社分割及び株式譲渡があったことにより、平成17年9月までの損益、減価償却費及び資本的支出を計上しております。

当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

連結会社は銀行業以外にその他の事業としてクレジットカード業、ベンチャーキャピタル業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) 及び当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) 及び当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	924.37	959.05
1株当たり当期純利益	円	53.94	28.54
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。
2. 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は0円01銭減少しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	3,941	2,204
普通株主に帰属しない金額	百万円	36	—
うち利益処分による役員賞与金	百万円	36	—
普通株式に係る当期純利益	百万円	3,904	2,204
普通株式の期中平均株式数	千株	72,385	77,234

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	—	74,689
純資産額の部の合計額から控除する金額	百万円	—	621
うち少数株主持分	百万円	—	621
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	—	74,067
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	—	77,229

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
該当ありません。	該当ありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当ありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	7,698	7,582	2.418	—
借入金	7,698	7,582	2.418	平成19年4月～ 平成26年3月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	2,611	146	2,659	13	8

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」勘定の内訳を記載しております。

(2) 【その他】

該当ありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金		22,506	1.98	19,025	1.64
現金		12,758		11,985	
預け金		9,747		7,040	
コールローン		27,703	2.44	35,684	3.08
買入金銭債権		80	0.00	60	0.01
商品有価証券		600	0.05	487	0.04
商品国債		593		479	
商品地方債		7		8	
金銭の信託		3,039	0.27	2,960	0.26
有価証券	※1,7	251,088	22.06	252,883	21.86
国債		73,381		77,813	
地方債		33,593		36,442	
社債		62,440		53,116	
株式		25,835		24,989	
その他の証券		55,837		60,520	
貸出金	※2,3, 4,5, 6,8	810,120	71.18	826,878	71.47
割引手形		17,461		18,327	
手形貸付		152,890		147,288	
証書貸付		578,909		603,156	
当座貸越		60,859		58,105	
外国為替	※6	3,844	0.34	1,938	0.17
外国他店預け		3,075		1,048	
買入外国為替		292		237	
取立外国為替		476		652	

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
その他資産		5,575	0.49	4,900	0.42
前払費用		646		502	
未収収益		1,335		1,527	
金融派生商品		128		244	
繰延ヘッジ損失	※9	7		—	
その他の資産		3,457		2,625	
動産不動産	※11, 12	13,073	1.15	—	—
土地建物動産	※10	12,501		—	
建設仮払金		43		—	
保証金権利金		528		—	
有形固定資産	※11, 12	—	—	13,470	1.16
建物		—		3,744	
土地	※10	—		7,868	
建設仮勘定		—		788	
その他の有形固定資産		—		1,067	
無形固定資産		—	—	1,378	0.12
ソフトウェア		—		1,313	
その他の無形固定資産		—		64	
繰延税金資産		4,193	0.37	3,065	0.26
支払承諾見返	※14	9,235	0.81	8,548	0.74
貸倒引当金		△12,955	△1.14	△14,289	△1.23
資産の部合計		1,138,105	100.00	1,156,993	100.00

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金		1,016,158	89.29	1,032,034	89.20
当座預金		31,058		29,345	
普通預金		320,229		330,417	
貯蓄預金		30,101		29,221	
通知預金		3,458		2,103	
定期預金		612,255		621,747	
定期積金		5,555		4,749	
その他の預金		13,499		14,448	
譲渡性預金		24,160	2.12	26,980	2.33
コールマネー		2,466	0.22	2,951	0.26
借入金	※7	7,283	0.64	7,262	0.63
借入金	※13	7,283		7,262	
外国為替		6	0.00	37	0.00
売渡外国為替		5		37	
未払外国為替		0		—	
その他負債		5,706	0.50	3,680	0.32
未払法人税等		627		1,057	
未払費用		651		1,152	
前受収益		1,116		688	
給付補てん備金		1		1	
金融派生商品		232		46	
その他の負債		3,077		734	
役員賞与引当金		—	—	32	0.00
退職給付引当金		614	0.05	—	—
役員退職慰労引当金		—	—	453	0.04
預金払戻損失引当金		—	—	44	0.00
再評価に係る繰延税金負債	※10	1,360	0.12	1,292	0.11
支払承諾	※14	9,235	0.81	8,548	0.74
負債の部合計		1,066,992	93.75	1,083,318	93.63

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資本の部)					
資本金	※15	11,036	0.97	—	—
資本剰余金		9,529	0.84	—	—
資本準備金		9,514		—	
その他資本剰余金		15		—	
自己株式処分差益		15		—	
利益剰余金	※16	44,077	3.87	—	—
利益準備金		2,280		—	
任意積立金		37,851		—	
退職積立金		603		—	
別途積立金		37,248		—	
当期末処分利益		3,945		—	
土地再評価差額金	※10	1,405	0.12	—	—
その他有価証券評価差額金	※16	5,191	0.46	—	—
自己株式	※17	△125	△0.01	—	—
資本の部合計		71,113	6.25	—	—
負債及び資本の部合計		1,138,105	100.00	—	—

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
資本金		—	—	11,036	0.95
資本剰余金		—	—	9,529	0.82
資本準備金		—	—	9,514	
その他資本剰余金		—	—	15	
利益剰余金		—	—	45,663	3.95
利益準備金		—	—	2,280	
その他利益剰余金		—	—	43,382	
退職積立金		—	—	528	
別途積立金		—	—	40,538	
繰越利益剰余金		—	—	2,315	
自己株式		—	—	△150	△0.01
株主資本合計		—	—	66,078	5.71
その他有価証券評価差額金		—	—	6,294	0.54
繰延ヘッジ損益		—	—	△1	△0.00
土地再評価差額金	※10	—	—	1,303	0.11
評価・換算差額等合計		—	—	7,597	0.66
純資産の部合計		—	—	73,675	6.37
負債及び純資産の部合計		—	—	1,156,993	100.00

②【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		28,847	100.00	29,343	100.00
資金運用収益		25,311		25,080	
貸出金利息		20,618		20,777	
有価証券利息配当金		4,354		3,927	
コールローン利息		136		116	
買現先利息		1		1	
買入手形利息		—		0	
預け金利息		3		9	
その他の受入利息		197		248	
役務取引等収益		2,533		2,696	
受入為替手数料		880		842	
その他の役務収益		1,653		1,854	
その他業務収益		133		186	
商品有価証券売買益		—		5	
国債等債券売却益		133		180	
その他経常収益		868		1,379	
株式等売却益		379		1,105	
金銭の信託運用益		226		148	
その他の経常収益		262		125	
経常費用		22,064	76.49	25,192	85.85
資金調達費用		1,280		2,212	
預金利息		645		1,404	
譲渡性預金利息		18		70	
コールマネー利息		119		173	
借入金利息		137		183	
金利スワップ支払利息		92		57	
その他の支払利息		267		323	
役務取引等費用		1,924		1,867	
支払為替手数料		186		180	
その他の役務費用		1,738		1,687	

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
その他業務費用		94		316	
外国為替売買損		79		94	
商品有価証券売買損		10		—	
国債等債券売却損		4		80	
国債等債券償還損		0		41	
国債等債券償却		—		100	
営業経費		14,551		13,678	
その他経常費用		4,213		7,117	
貸倒引当金繰入額		671		3,086	
貸出金償却		3,238		2,904	
株式等売却損		17		183	
株式等償却		20		185	
その他の経常費用		265		757	
経常利益		6,782	23.51	4,151	14.15
特別利益		882	3.06	589	2.01
固定資産処分益		—		0	
償却債権取立益		882		589	
特別損失		485	1.68	437	1.49
動産不動産処分損		110		—	
固定資産処分損		—		46	
減損損失	※1	375		7	
その他の特別損失	※2	—		383	
税引前当期純利益		7,179	24.89	4,303	14.66
法人税、住民税及び事業税		1,658		1,857	
法人税等調整額		1,560		309	
当期純利益		3,960	13.73	2,135	7.28
前期繰越利益		217		—	
土地再評価差額金取崩額		35		—	
退職積立金取崩額		20		—	
中間配当額		288		—	
当期末処分利益		3,945		—	

③【利益処分計算書及び株主資本等変動計算書】

(利益処分計算書)

		前事業年度 (株主総会承認日 平成18年6月29日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)
当期末処分利益		3,945
計		3,945
利益処分量		3,631
配当金		(1株につき4円00銭) 309
役員賞与金		32
取締役賞与金		26
監査役賞与金		6
任意積立金		3,290
別途積立金		3,290
次期繰越利益		313

(株主資本等変動計算書)

当事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						退職積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	11,036	9,514	15	9,529	2,280	603	37,248	3,945	44,077	△125	64,517
事業年度中の変動額											
剰余金の配当(注)								△309	△309		△309
剰余金の配当								△308	△308		△308
役員賞与(注)								△32	△32		△32
別途積立金の積立(注)							3,290	△3,290	—		—
当期純利益								2,135	2,135		2,135
自己株式の取得										△26	△26
自己株式の処分			△0	△0						2	1
退職積立金の取崩						△74		74	—		—
土地再評価差額金の取崩								101	101		101
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											—
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	—	△0	△0	—	△74	3,290	△1,629	1,586	△24	1,561
平成19年3月31日残高(百万円)	11,036	9,514	15	9,529	2,280	528	40,538	2,315	45,663	△150	66,078

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	5,191	—	1,405	6,596	71,113
事業年度中の変動額					
剰余金の配当(注)					△309
剰余金の配当					△308
役員賞与(注)					△32
別途積立金の積立(注)					—
当期純利益					2,135
自己株式の取得					△26
自己株式の処分					1
退職積立金の取崩					—
土地再評価差額金の取崩					101
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	1,103	△1	△101	1,000	1,000
事業年度中の変動額合計(百万円)	1,103	△1	△101	1,000	2,561
平成19年3月31日残高(百万円)	6,294	△1	1,303	7,597	73,675

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

[次へ](#)

重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。	同左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
	(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) 同左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：7年～39年 動産：3年～20年	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：7年～50年 動産：3年～20年
	(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
5. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建て資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左

	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>
<p>6. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,982百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,470百万円であります。</p>

	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>
	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(2) 役員賞与引当金</p> <p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少としておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は32百万円増加し、税引前当期純利益は同額減少しております。</p>
	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務</p> <p>その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異</p> <p>各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、前払年金費用289百万円は、「その他の資産」に含めて表示しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務</p> <p>その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異</p> <p>各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>
	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、当行内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、役員退職慰労金は支出時の費用として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)により役員賞与が引当金計上を含め費用処理することとなったことをはじめ、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査第一委員会報告第42号)の改正(平成19年4月13日)を受け、当事業年度から内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。この変更により、当事業年度発生額69百万円は営業経費に計上し、過年度対応額383百万円はその他の特別損失に計上しております。これにより、従来の方法に比べ経常利益は69百万円、税引前当期純利益は453百万円減少しております。</p> <p>なお、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査第一委員会報告第42号)の平成19年4月13日の改正を受け、当該変更を行ったため、当中間会計期間は従来の方法によっております。従って、当中間会計期間は、変更後の方法によった場合に比べて経常利益は34百万円、税引前中間純利益は418百万円多く計上しております。</p>
	<p>—————</p>	<p>(5) 預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。</p>

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、負債計上を中止した預金の預金者からの払戻請求に対しましては、払戻時に費用として処理していましたが、「租税特別法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査第一委員会報告第42号)の改正を受け、当事業年度から、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を預金払戻損失引当金として計上しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ営業経費は44百万円増加し、税引前当期純利益は同額減少しております。</p>
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左
8. ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同左
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(固定資産の減損に係る会計処理) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当事業年度から適用しております。これにより税引前当期純利益は375百万円減少しております。 なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。	—————

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」 (企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は73,676百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>

表示方法の変更

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当事業年度から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「退職積立金」、「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>① 「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」に区分表示し、「建設仮払金」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。</p> <p>② 「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」の「ソフトウェア」に表示しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
<p>※1. 子会社の株式総額 20百万円</p> <p>なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,210百万円、延滞債権額は45,971百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は185百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,453百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は53,820百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式総額 106百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,076百万円、延滞債権額は36,756百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は239百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,077百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は48,150百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)												
<p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、17,753百万円であります。</p>	<p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、18,565百万円であります。</p>												
<p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="127 582 686 716"> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">9,614百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金(日本銀行借入の為)</td> <td style="text-align: right;">一百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、公金事務取扱等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券27,112百万円を差し入れております。</p>	有価証券	9,614百万円	担保資産に対応する債務		借入金(日本銀行借入の為)	一百万円	<p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="766 582 1324 716"> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">9,609百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金(日本銀行借入の為)</td> <td style="text-align: right;">一百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、公金事務取扱等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券26,733百万円を差し入れております。</p>	有価証券	9,609百万円	担保資産に対応する債務		借入金(日本銀行借入の為)	一百万円
有価証券	9,614百万円												
担保資産に対応する債務													
借入金(日本銀行借入の為)	一百万円												
有価証券	9,609百万円												
担保資産に対応する債務													
借入金(日本銀行借入の為)	一百万円												
<p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、121,894百万円であります。</p> <p>このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが120,923百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は124,071百万円であります。</p> <p>このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが121,448百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>												
<p>※9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ損失」として計上しております。</p> <p>なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は7百万円、繰延ヘッジ利益の総額は0百万円であります。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>												

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
<p>※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格で（自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って）再評価しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △2,270百万円</p>	<p>※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格で（自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って）再評価しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △2,606百万円</p>
<p>※11. 動産不動産の減価償却累計額 11,389百万円</p>	<p>※11. 有形固定資産の減価償却累計額 11,778百万円</p>
<p>※12. 動産不動産の圧縮記帳額 136百万円 (当事業年度圧縮記帳額 ー百万円)</p>	<p>※12. 有形固定資産の圧縮記帳額 136百万円 (当事業年度圧縮記帳額 ー百万円)</p>
<p>※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金7,000百万円が含まれております。</p>	<p>※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金7,000百万円が含まれております。</p>
<p>※15. 会社が発行する株式の総数</p>	<p>※14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,120百万円であります。</p>
<p>普通株式 176,000千株 発行済株式総数 普通株式 77,403千株</p>	<p>_____</p>
<p>※16. 旧商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は、5,234百万円であります。</p>	<p>_____</p>
<p>※17. 会社が保有する自己株式の数 普通株式 142,885株</p>	<p>_____</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																								
<p>※1. 継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額375百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稼働資産</td> <td>営業用店舗</td> <td>徳島県内</td> <td>65百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>土地・建物</td> <td>徳島県内</td> <td>291百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>土地・建物</td> <td>香川県内</td> <td>18百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>営業用店舗については、営業店（または各グループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（または各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。なお、当事業年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、「不動産鑑定評価基準」に基づき算出しております。</p> <p>※2. _____</p>	用途	種類	場所	減損損失	稼働資産	営業用店舗	徳島県内	65百万円	遊休資産	土地・建物	徳島県内	291百万円	遊休資産	土地・建物	香川県内	18百万円	<p>※1. 当事業年度において、営業用店舗のうち、継続的な地価の下落等により、投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額7百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物2百万円及びその他の有形固定資産5百万円であります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稼働資産</td> <td>営業用店舗</td> <td>兵庫県内</td> <td>7百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>営業用店舗については、営業店（または各グループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（または各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物及びその他の有形固定資産については、「不動産鑑定評価基準」に基づき算出しております。</p> <p>※2. その他の特別損失は、役員退職慰労引当金繰入額（過年度分）383百万円であります。</p>	用途	種類	場所	減損損失	稼働資産	営業用店舗	兵庫県内	7百万円
用途	種類	場所	減損損失																						
稼働資産	営業用店舗	徳島県内	65百万円																						
遊休資産	土地・建物	徳島県内	291百万円																						
遊休資産	土地・建物	香川県内	18百万円																						
用途	種類	場所	減損損失																						
稼働資産	営業用店舗	兵庫県内	7百万円																						

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	142	33	2	173	(注)
合計	142	33	2	173	

(注) 普通株式の自己株式の増加33千株は、単元未満株式の買取りによる増加、減少2千株は単元未満株式の売渡しによる減少であります。

[次へ](#)

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)																																																																																
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">動産</td><td style="text-align: right;">894百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">－百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right;">894百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">動産</td><td style="text-align: right;">289百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">－百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right;">289百万円</td></tr> </table> 減損損失累計額相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">動産</td><td style="text-align: right;">－百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">－百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right;">－百万円</td></tr> </table> 期末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">動産</td><td style="text-align: right;">605百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">－百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right;">605百万円</td></tr> </table> ・未経過リース料期末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">1年内</td><td style="text-align: right;">179百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">1年超</td><td style="text-align: right;">429百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right;">608百万円</td></tr> </table> ・リース資産減損勘定の期末残高 <p style="text-align: right;">－百万円</p> ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td><td style="text-align: right;">178百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">リース資産減損勘定の取崩額</td><td style="text-align: right;">－百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td><td style="text-align: right;">177百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">支払利息相当額</td><td style="text-align: right;">1百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">減損損失</td><td style="text-align: right;">－百万円</td></tr> </table> ・減価償却費相当額の算定方法 <p style="padding-left: 20px;">リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> ・利息相当額の算定方法 <p style="padding-left: 20px;">リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 該当ありません。</p>	動産	894百万円	その他	－百万円	合計	894百万円	動産	289百万円	その他	－百万円	合計	289百万円	動産	－百万円	その他	－百万円	合計	－百万円	動産	605百万円	その他	－百万円	合計	605百万円	1年内	179百万円	1年超	429百万円	合計	608百万円	支払リース料	178百万円	リース資産減損勘定の取崩額	－百万円	減価償却費相当額	177百万円	支払利息相当額	1百万円	減損損失	－百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">動産</td><td style="text-align: right;">950百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">－百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right;">950百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">動産</td><td style="text-align: right;">478百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">－百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right;">478百万円</td></tr> </table> 減損損失累計額相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">動産</td><td style="text-align: right;">－百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">－百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right;">－百万円</td></tr> </table> 期末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">動産</td><td style="text-align: right;">472百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">－百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right;">472百万円</td></tr> </table> ・未経過リース料期末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">1年内</td><td style="text-align: right;">190百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">1年超</td><td style="text-align: right;">284百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right;">474百万円</td></tr> </table> ・リース資産減損勘定の期末残高 <p style="text-align: right;">－百万円</p> ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td><td style="text-align: right;">190百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">リース資産減損勘定の取崩額</td><td style="text-align: right;">－百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td><td style="text-align: right;">189百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">支払利息相当額</td><td style="text-align: right;">1百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">減損損失</td><td style="text-align: right;">－百万円</td></tr> </table> ・減価償却費相当額の算定方法 <p style="padding-left: 20px;">リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> ・利息相当額の算定方法 <p style="padding-left: 20px;">リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 該当ありません。</p>	動産	950百万円	その他	－百万円	合計	950百万円	動産	478百万円	その他	－百万円	合計	478百万円	動産	－百万円	その他	－百万円	合計	－百万円	動産	472百万円	その他	－百万円	合計	472百万円	1年内	190百万円	1年超	284百万円	合計	474百万円	支払リース料	190百万円	リース資産減損勘定の取崩額	－百万円	減価償却費相当額	189百万円	支払利息相当額	1百万円	減損損失	－百万円
動産	894百万円																																																																																
その他	－百万円																																																																																
合計	894百万円																																																																																
動産	289百万円																																																																																
その他	－百万円																																																																																
合計	289百万円																																																																																
動産	－百万円																																																																																
その他	－百万円																																																																																
合計	－百万円																																																																																
動産	605百万円																																																																																
その他	－百万円																																																																																
合計	605百万円																																																																																
1年内	179百万円																																																																																
1年超	429百万円																																																																																
合計	608百万円																																																																																
支払リース料	178百万円																																																																																
リース資産減損勘定の取崩額	－百万円																																																																																
減価償却費相当額	177百万円																																																																																
支払利息相当額	1百万円																																																																																
減損損失	－百万円																																																																																
動産	950百万円																																																																																
その他	－百万円																																																																																
合計	950百万円																																																																																
動産	478百万円																																																																																
その他	－百万円																																																																																
合計	478百万円																																																																																
動産	－百万円																																																																																
その他	－百万円																																																																																
合計	－百万円																																																																																
動産	472百万円																																																																																
その他	－百万円																																																																																
合計	472百万円																																																																																
1年内	190百万円																																																																																
1年超	284百万円																																																																																
合計	474百万円																																																																																
支払リース料	190百万円																																																																																
リース資産減損勘定の取崩額	－百万円																																																																																
減価償却費相当額	189百万円																																																																																
支払利息相当額	1百万円																																																																																
減損損失	－百万円																																																																																

(有価証券関係)

○ 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
該当ありません。	該当ありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 百万円	繰延税金資産 百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額 6,156	貸倒引当金損金算入限度超過額 6,573
退職給付引当金損金算入限度超過額 248	退職給付引当金損金算入限度超過額 —
減価償却費損金算入限度超過額 741	減価償却費損金算入限度超過額 655
未払事業税 77	未払事業税 83
有価証券評価損損金不算入額 280	有価証券評価損損金不算入額 320
その他 916	その他 916
繰延税金資産小計 8,421	繰延税金資産小計 8,549
評価性引当額 △704	評価性引当額 △1,210
繰延税金資産合計 7,717	繰延税金資産合計 7,339
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金 △3,524	その他有価証券評価差額金 △4,273
繰延税金負債合計 △3,524	繰延税金負債合計 △4,273
繰延税金資産純額 4,193	繰延税金資産純額 3,065
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 40.4% (調整)	法定実効税率 40.4% (調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 0.4%	交際費等永久に損金に算入されない項目 0.8%
法人税等の税額控除によるもの △1.3%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △3.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △2.2%	評価性引当額 11.7%
評価性引当額 9.8%	土地再評価差額金取崩 1.6%
土地再評価差額金取崩 △1.0%	その他 △0.8%
その他 △1.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 50.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 44.8%	

(1株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	920.00	953.97
1株当たり当期純利益	円	54.23	27.64
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。
2. 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は0円02銭減少しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	3,960	2,135
普通株主に帰属しない金額	百万円	32	—
うち利益処分による役員賞与金	百万円	32	—
普通株式に係る当期純利益	百万円	3,927	2,135
普通株式の期中平均株式数	千株	72,418	77,247

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	—	73,675
純資産額の部の合計額から控除する金額	百万円	—	—
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	—	73,675
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	—	77,229

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
該当ありません。	該当ありません。

④【附属明細表】

当事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
土地	7,463	405	—	7,868	—	—	7,868
建物	11,160	399	104 (2)	11,454	7,710	314	3,744
動産	4,801	205	139 (5)	4,867	4,068	299	799
建設仮勘定	43	937	191	788	—	—	788
その他	466	—	197	268	—	—	268
有形固定資産計	23,934	1,948	633 (7)	25,248	11,778	614	13,470
無形固定資産							
ソフトウェア	2,275	—	—	2,275	961	442	1,313
その他	64	—	—	64	—	—	64
無形固定資産計	2,340	—	—	2,340	961	442	1,378

(注) 1. 当期減少額欄における () 内は減損損失計上額（内書き）であります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	12,955	14,289	1,751	11,203	14,289
一般貸倒引当金	4,027	4,792	—	4,027	4,792
個別貸倒引当金	8,927	9,497	1,751	7,175	9,497
役員賞与引当金	—	32	—	—	32
役員退職慰労引当金	—	453	—	—	453
預金払戻損失引当金	—	44	—	—	44
計	12,955	14,819	1,751	11,203	14,820

(注) 当期減少額(その他) 欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金 …………… 洗替による取崩額

個別貸倒引当金 …………… 主として洗替による取崩額

○ 未払法人税等

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	627	1,774	1,344	—	1,057
未払法人税等	436	1,383	968	—	851
未払事業税	191	391	376	—	206

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成19年3月31日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

① 資産の部

預け金	他の銀行への預け金4,469百万円、日本銀行への預け金2,570百万円その他であります。
その他の証券	外国証券33,461百万円、投資信託26,850百万円その他であります。
前払費用	前払リース料493百万円その他であります。
未収収益	貸出金利息846百万円、有価証券利息381百万円その他であります。
その他の資産	出資金786百万円、未収金（有価証券関係）607百万円、仮払金420百万円（証紙等立替金等）、前払年金費用289百万円、ゴルフクラブ会員権58百万円その他であります。

② 負債の部

その他の預金	外貨預金7,834百万円、別段預金5,490百万円、非居住者円預金1,050百万円その他であります。
未払費用	預金利息846百万円その他であります。
前受収益	貸出金利息656百万円その他であります。
その他の負債	仮受金355百万円（口座振替資金口等）、確定拠出年金移換金残高220百万円その他であります。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	10,000株券、5,000株券、1,000株券、500株券、100株券及び100株未満の株式数を表示した株券
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪支店 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪支店 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店
買取手数料	証券取引所の定める売買委託手数料に準じ、証券取引所の定める1単元株式数あたりの売買委託手数料相当額を買取株式数で按分した額
公告掲載方法	電子公告により行う。(http://www.tokugin.co.jp/) ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞および徳島新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 平成19年2月19日開催の取締役会において、株主名簿管理人事務取扱場所の変更が決議され、次のとおりとなりました。
(平成19年5月7日から実施)

取扱場所	大阪市北区堂島浜一丁目1番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
代理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店

2. 当行定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行において法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第113期）（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）平成18年6月29日関東財務局長に提出

(2) 半期報告書

第114期中（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）平成18年12月25日関東財務局長に提出

(3) 臨時報告書

平成18年7月14日関東財務局に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号（取立不能又は取立遅延のおそれ）に基づく臨時報告書であります。

(4) 訂正報告書

平成18年8月7日関東財務局長に提出

事業年度（第113期）（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成18年6月29日

株式会社徳島銀行
取締役会 御中

渦潮監査法人

指定社員 公認会計士 藤江駿吉
業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉田英勝
業務執行社員

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 木村幸彦
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松嶋康介
業務執行社員

私どもは、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社徳島銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私どもの責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私どもは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私どもに連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私どもは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもは、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社徳島銀行及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により連結財務諸表を作成している。

会社と私ども両監査法人又はそれぞれの業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

株式会社徳島銀行
取締役会 御中

渦潮監査法人

指定社員 公認会計士 藤江 駿吉
業務執行社員

指定社員 公認会計士 竹内 洋一
業務執行社員

みすず監査法人

指定社員 公認会計士 木村 幸彦
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松嶋 康介
業務執行社員

私どもは、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社徳島銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私どもの責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私どもは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私どもに連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私どもは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもは、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社徳島銀行及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は役員退職慰労金について、従来、支出時の費用として処理していたが、当連結会計年度より内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更した。

会社と私ども両監査法人又はそれぞれの業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年6月29日

株式会社徳島銀行
取締役会 御中

渦潮監査法人

指定社員 公認会計士 藤江駿吉
業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉田英勝
業務執行社員

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 木村幸彦
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松嶋康介
業務執行社員

私どもは、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社徳島銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第113期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、私どもの責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私どもは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私どもに財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私どもは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社徳島銀行の平成18年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により財務諸表を作成している。

会社と私ども両監査法人又はそれぞれの業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

株式会社徳島銀行
取締役会 御中

渦潮監査法人

指定社員 公認会計士 藤江 駿吉
業務執行社員

指定社員 公認会計士 竹内 洋一
業務執行社員

みすず監査法人

指定社員 公認会計士 木村 幸彦
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松嶋 康介
業務執行社員

私どもは、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社徳島銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第114期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、私どもの責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私どもは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私どもに財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私どもは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社徳島銀行の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は役員退職慰労金について、従来、支出時の費用として処理していたが、当事業年度より内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更した。

会社と私ども両監査法人又はそれぞれの業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。